

令和元年東日本台風に係る  
災害対応検証報告書

令和3年7月  
上尾市

## 目次

はじめに.....	1
第1章 検証概要 .....	2
1-1. 検証目的 .....	2
1-2. 検証方針 .....	2
1-3. 検証方法 .....	3
第2章 被害状況・気象状況等関連事項.....	4
2-1. 概要.....	4
2-2. 気象状況 .....	4
2-3. 周辺市町村の被害状況.....	12
2-4. 市の被害状況 .....	14
2-5. 市の対応状況 .....	25
2-6. 県の対応状況 .....	32
第3章 総合資料の作成 .....	33
3-1. 総合資料の概要.....	33
3-2. 理想のタイムラインの概要 .....	35
3-3. 総合資料より得られた課題.....	39
第4章 アンケート等関連事項 .....	42
4-1. 関連部署アンケート調査.....	42
4-2. 災害直後アンケート調査.....	50
第5章 検証結果関連事項 .....	57
5-1. 検証結果の概要.....	57
5-2. 課題と対応方針案 .....	57
5-3. 有識者からの提言 .....	69

## はじめに

令和元年10月12日(土)から13日(日)にかけて、令和元年東日本台風(以下「東日本台風」という。)は、東日本一帯で記録的な大雨を降らせ、大規模な被害をもたらした。

本市においても、荒川沿川の地域を中心に、死者1人、人命救助19人、住家被害70棟以上という未曾有の被害を受けることとなった。

本市では対応として、台風上陸前の12日(土)8時から待機体制をとり、同日12時には警戒体制、15時には非常体制に格上げし、災害対策本部を組織して、国や県など関係機関と連携しながら対応に当たった。

また、12日(土)10時から指定避難所(以下「避難所」という。)を順次開設し、計30箇所を13日(日)の8時30分まで開設した。ピーク時には、最大避難者数999人、391世帯の受け入れを行っている。

本報告書は、被害状況をとりまとめるとともに、このような過去に経験のない災害対応の中で、市職員や関係機関が実際に行った対応や市民等の行動を時系列に整理し、とるべき行動と比較することで課題を明らかにし、今後の対処方針を検討するものである。

本検討は、有識者の監修、提言を受けて実施した。

### 有識者プロフィール



鍵屋一(カギヤハジメ)

「誰一人取り残さない」防災の研究、実践活動中!

1956年 秋田県男鹿市生れ。

早稲田大学法学部卒業

板橋区福祉部長、危機管理担当部長、議  
会事務局長を経て2015年3月退職

2015年3月

京都大学博士(情報学)

2015年4月～

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部  
コミュニティデザイン学科教授、法政大学  
大学院・名古屋大学大学院兼任講師

○内閣官房「人・コミュニティ・地域のレジリエンス向上のための研究会」座長

ほか内閣府、国土交通省・厚生労働省、経済産業省、自治体の防災関係委員会座長など

○(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事など

○著書

『図解よくわかる自治体の地域防災・危機管理のしくみ』

『ひな型でつくる福祉防災計画』(編著)など

# 第1章 検証概要

## 1-1. 検証目的

東日本台風における本市の被害状況を整理・分析するとともに、本市の災害対応状況について時系列に沿って整理を行い、被害状況に即した対応がとれていたかどうかについて検証を行う。

## 1-2. 検証方針

東日本台風に関連するデータ(被害状況、気象状況、市の対応状況、各機関の主な対応状況等)を収集し、また、時系列での整理や GIS での整理で災害時の状況の見える化を図るとともに、収集資料の関連付けを図りながら統合し、災害対応検証を行うための総合資料を作成する。

総合資料を用いて、定量的な視点から災害対応が適切にとれていたかどうかを評価・検証する。

次に、主に庁内の関連部署へアンケートを実施した結果や、災害直後に災害対応を行った職員等を対象に実施したアンケートの結果を用いて、定性的な視点から災害対応が適切にとれていたかどうかを評価・検証する。

そして総合資料とアンケートの両方の検証結果を踏まえて、東日本台風の災害対応について検証を行う。

検証の全体の流れを以下に示す。

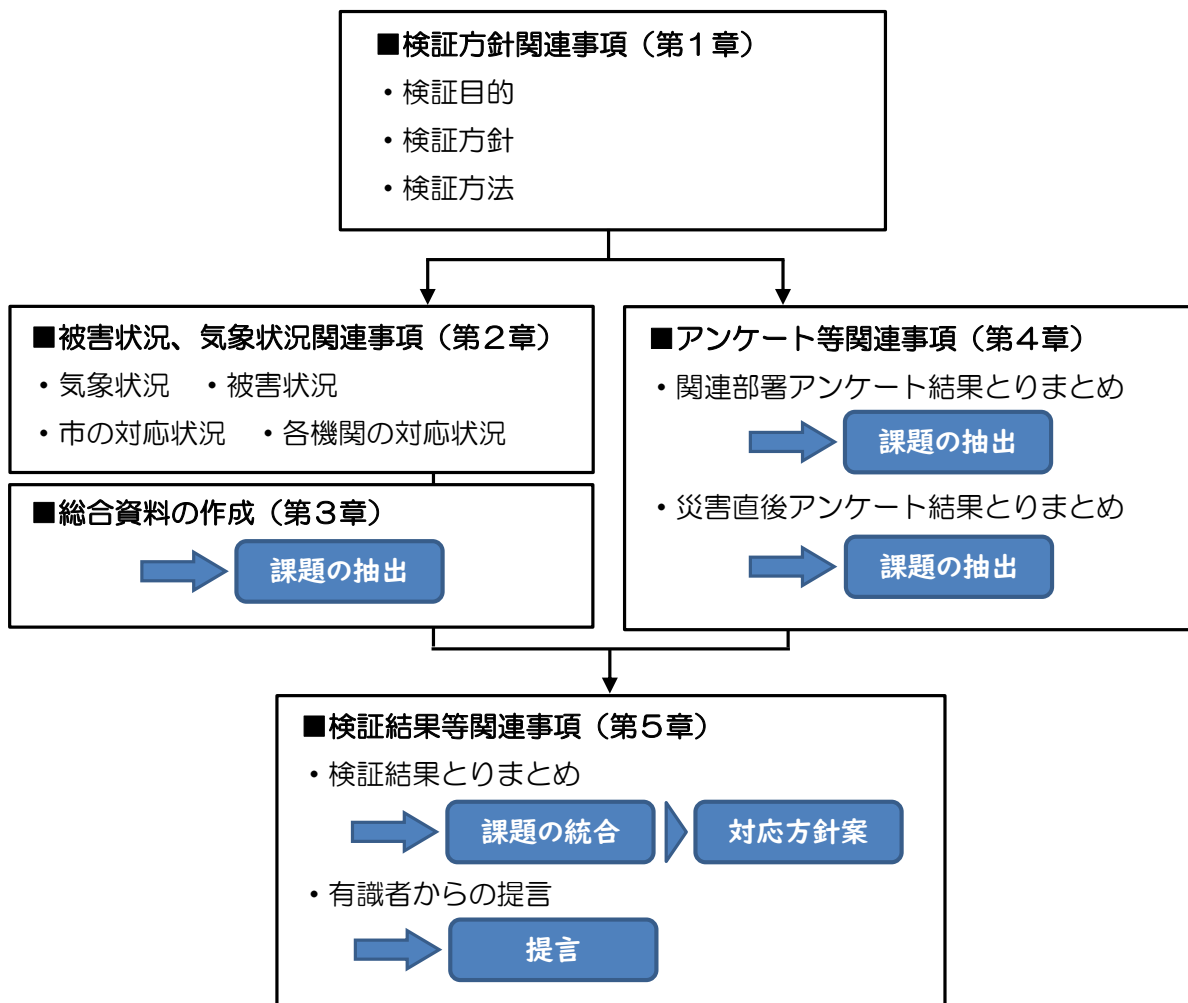


図 1 災害対応検証の流れ

### 1-3. 検証方法

総合資料による定量的なデータ分析、及びアンケートによる定性的なデータ分析の両方を実施し、それぞれに課題を抽出したうえで、両方の評価・検証結果を踏まえて、課題や対応方針案まで含めた東日本台風の災害対応検証を行う。

検証結果として、災害対応のフェーズ、分野、課題、対応方針案等の一連の内容を整理する。これによって、被害状況に即した対応がとれていたのかどうかについて検証が可能となるとともに、今後の災害対応のあり方や方向性についての検討も可能となる。

検証手順を以下に示す。

#### STEP1:2章での作業

- まず2章では、東日本台風による本市や周辺自治体等の被害状況、降雨や河川の水位等に関する気象状況、風水害の危険度進行に応じた市の対応状況等のデータを収集し整理する。

#### STEP2:3章での作業

- 2章の成果を用いて総合資料を作成し、総合資料をベースに課題を抽出する。課題は、総合資料内の理想タイムラインで示す「とるべき行動」と「実際にとった行動」との差に着目して抽出し、災害対応のフェーズと分野ごとに分類して整理する。

#### STEP3:4章での作業

- 4章で作成する関連部署アンケート結果を整理したものをベースに課題を抽出する。アンケートは、「とるべき行動」に対して「実際にとった行動」の内容、生じた差や課題について質問しており、これらについて整理する。
- さらに4章で作成する災害直後アンケート結果を整理したものをベースに、関連部署アンケートでカバーしきれていない部分に特に着目しつつ、災害対応に関する課題を抽出する。

#### STEP4:5章での作業

- 5章では、3章及び4章でとりまとめた課題に関する情報を統合し、各課題に対する対応方針案を評価・検証しとりまとめる。
- 課題を統合する際、内容が重複する部分及び補完しあう部分の調整を図る。
- 課題の発生したタイミング及び課題と関連する「とるべき行動」の分野に着目して、課題と対応方針案を分類整理する。
- これまでの検討結果を踏まえ、有識者の監修により本報告書としての提言をとりまとめる。

## 第2章 被害状況・気象状況等関連事項

### 2-1. 概要

東日本台風は、埼玉県では死者4人、負傷者33人、住家被害7,000棟以上の甚大な被害をもたらし、本市においても、荒川沿川の地域を中心に、死者1人、住家被害70棟以上という被害が発生した。

本章では、東日本台風による気象状況や被害状況についての情報を収集整理し、被害の概要を把握する。

### 2-2. 気象状況

#### (1) 台風

10月6日に南鳥島近海で発生した東日本台風は、マリアナ諸島を発達しながら西へ進み、一時大型で猛烈な台風が発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった(気象庁HPより引用)。



図2 東日本台風経路図(日時、中心気圧(hPa))速報

出典：令和元年台風第19号に関する埼玉県気象速報

東日本台風の中心気圧の推移について図化したものを以下に示す。

太平洋上では大型で猛烈な台風<sup>※1</sup>であったが、日本に近づくとともに大型で非常に強い台風となり、日本に上陸直前の12日18時では955hPa、関東地方通過後の13日0時では970hPaと中心気圧<sup>※2</sup>は徐々に上昇していった。東日本台風は大型で非常に強い勢力のまま本州に接近し、伊豆半島に上陸後も大型で強い勢力を保ったままであった。

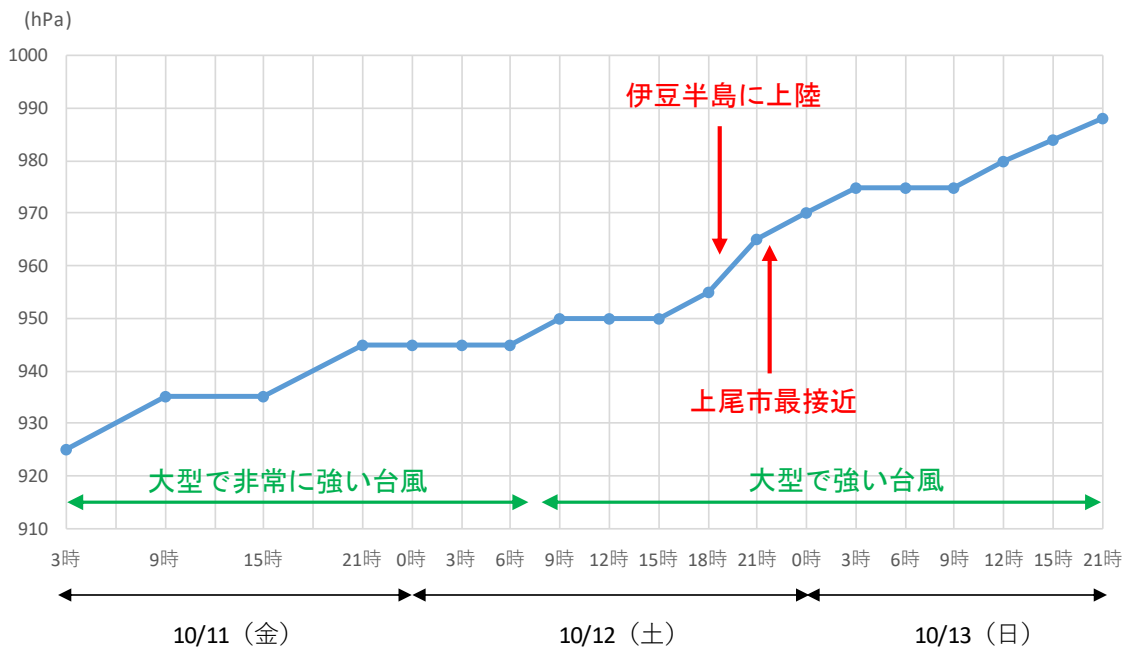


図 3 東日本台風の中心気圧の推移 (10月11日～13日)

※1 気象庁による台風のおおよその勢力を示す目安

■大きさの階級分け

階級	風速 15 m/s 以上の半径
大型 (大きい)	500km 以上～800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上

■強さの階級分け

階級	最大風速 (10 分間平均)
強い	33m/s 以上～44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上～54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

※2 台風は中心気圧が低いほど勢力が強いと一般に言えるが、気象庁の台風のおおよその勢力を示す目安は※1のとおりである。

## (2) 雨量

10月12日における本市の雨量の状況は、連続雨量で192.0mm、最大時間雨量25.0mm(12日10時~11時)という結果であった。

12日午前中に雨が降り出し、10時~11時に最大時間雨量を記録した後、午後も継続してやや強い雨(1時間雨量(mm)が10以上20未満(気象庁の定義))が続いた。平成26年から令和元年の7年間の降雨実績(上尾市消防本部データ)をみても、日最大雨量(0時~24時に降った雨量の最大値)において12日が最大であった。

表 1 連続雨量・最大時間雨量

連続雨量	192.0 mm	10月12日(土)
最大時間雨量	25.0 mm	10月12日(土)10時00分~11時00分

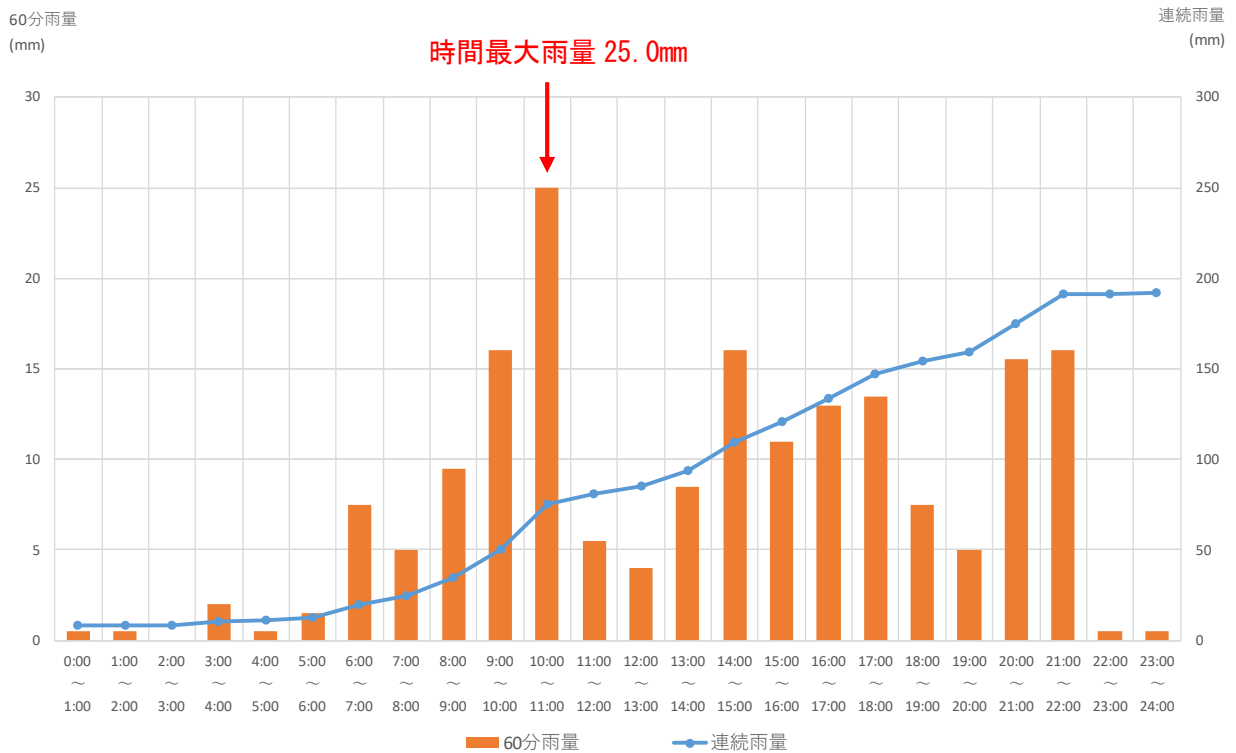


図 4 連続・最大雨量 (10月12日)



### (3) 風速

上尾市消防本部のデータでは、風速のピークは、10月12日23時で風速12.0m/sという結果であった。

10月12日1時の時点では風速2.3m/sであったが、9時の時点では7.0m/sと風が強まり、12日は終日風の強い状態が続いた。13日は未明から雨はほぼ止んでいたものの夕方までは風の強い状態が続いた。その後13日18時の時点で風速1.1m/sまで下がり、風は治まった。

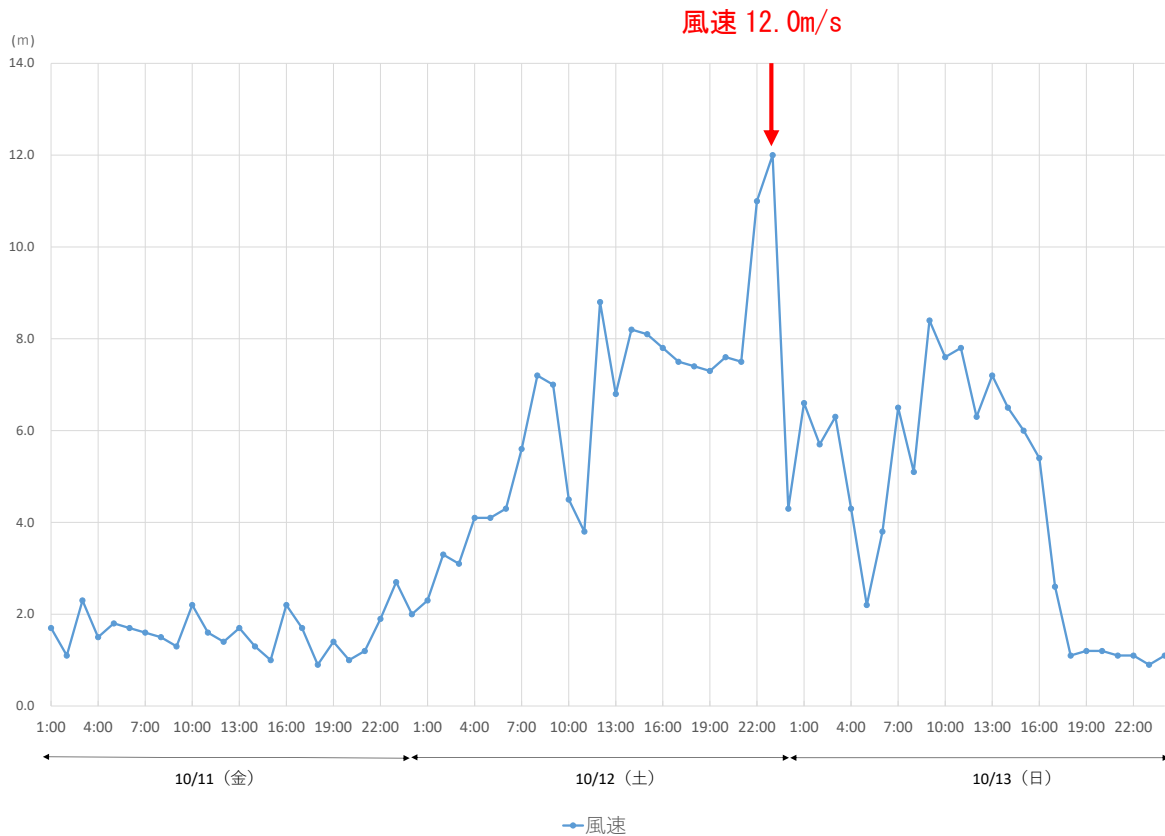


図 5 風速の推移 (10月11日~13日)

#### (4) 荒川の河川水位

本市内を流れる芝川と鴨川に関しては、東日本台風による被害はなかったため、河川水位については荒川に着目して整理する。

熊谷水位観測所(熊谷市)と治水橋水位観測所(さいたま市)における、荒川の河川水位データをみると、熊谷水位観測所の水位のピークは10月12日18時ごろで6.25m、太郎右衛門橋水位観測所(川島町)の水位のピークは13日3時ごろで15.02m、治水橋水位観測所は13日5時ごろで13.08mであった。

熊谷水位観測所では、10月12日9時の時点では2.32mであったが、12時の時点で4.0mを超えており、一気に水位が上昇していることがわかる。また、10月12日16時~10月13日1時の約9時間で氾濫危険水位の5.5mを超えていた。一方、治水橋水位観測所では、10月13日2時~10月13日10時の約8時間で氾濫危険水位の12.6mを超えていた。

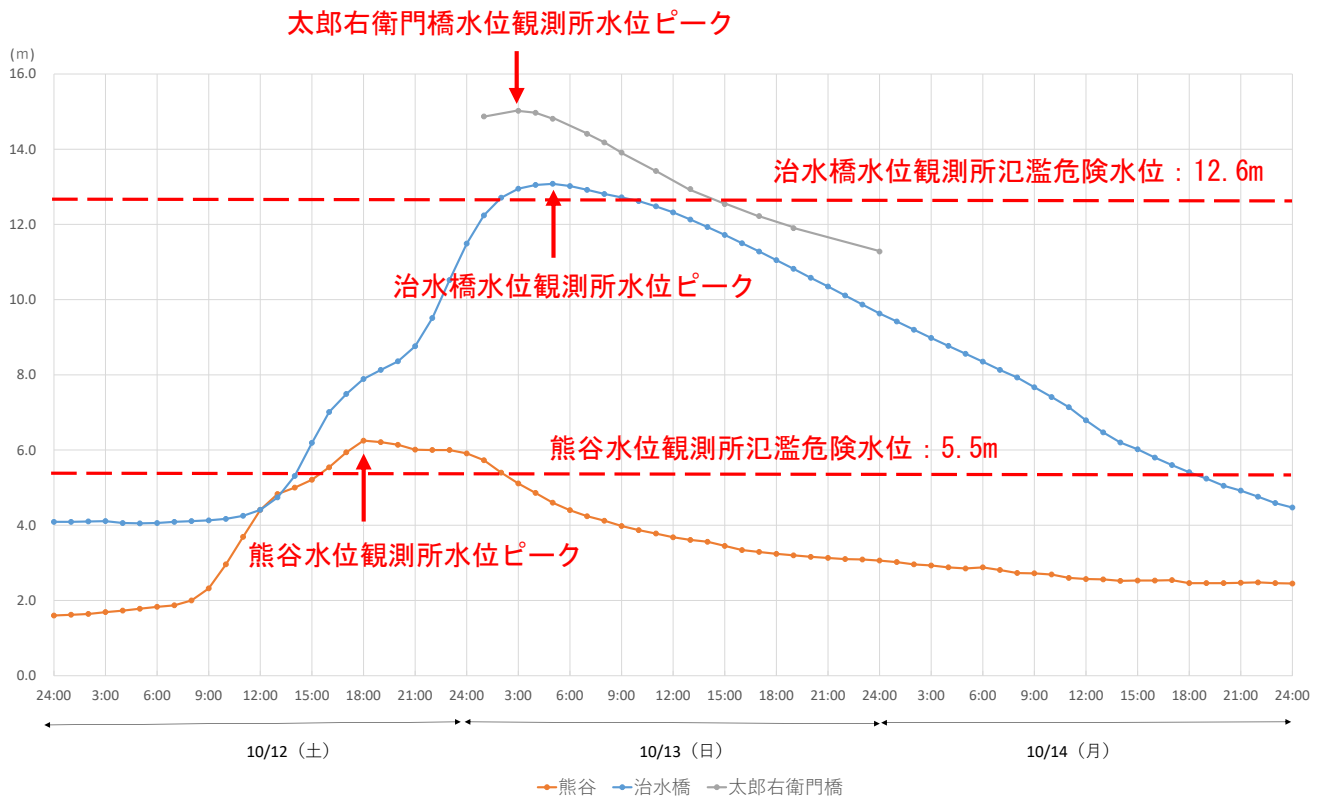


図 6 荒川の河川水位の変化 (10月12日~14日)

なお、荒川水系の上流部をみると、10月12日の秩父市の三峰地点(気象庁)の日降雨量549mmは過去最大の記録であった(国土交通省関東地方整備局HPより引用)。本市でも12日は連続雨量192mmの大雨であったものの、荒川の水位上昇は上流部での降雨の影響が大きいと考えられる。一方で、二瀬ダム等の洪水調節施設において洪水を貯留することによって、荒川下流部の河川水位の上昇は緩和された。



図 7 航空写真(開平橋付近の荒川の様子)(令和元年 10 月 13 日午前 10 時 13 分撮影)

荒川上流河川事務所の管轄する荒川の河川区間に関して、荒川の水位レベルに応じて荒川上流河川事務所から発せられた洪水予報の情報を以下に示す。

まず、熊谷水位観測所(熊谷市)の水位上昇に従って、10月12日には、11:00に警戒レベル2相当情報(氾濫注意情報)が発せられた。その後、14:10に警戒レベル3相当情報(氾濫警戒情報)、16:10に警戒レベル4相当情報(氾濫危険情報)が発せられた。

10月13日未明には熊谷水位観測所の水位は警戒レベル3相当のレベルまで低下していたが、治水橋水位観測所(さいたま市)の水位は警戒レベル4相当が続いたため、そのまま警戒レベル4相当情報(氾濫危険情報)は維持された。

その後、治水橋水位観測所の水位は低下し、10月13日11:00に警戒レベル3相当情報(氾濫警戒情報)が発せられ、17:10には警戒レベル2相当情報(氾濫注意情報)が発せられ、10月14日9:50には警戒レベル2相当情報(氾濫注意情報)は解除となった。

表 2 荒川上流河川事務所の洪水予報

日付	時刻	基準観測所	水位	洪水予報
10/12(土)	10:50頃	熊谷	はん濫注意水位に到達 (レベル2)	
	11:00			荒川はん濫注意情報【警戒レベル2相当】
	14:00頃	熊谷	避難判断水位に到達 (レベル3)	
	14:10			荒川はん濫警戒情報【警戒レベル3相当】
	16:00頃	熊谷	はん濫危険水位に到達 (レベル4)	
	16:10			荒川はん濫危険情報【警戒レベル4相当】
	17:10頃	治水橋	はん濫注意水位に到達 (レベル2)	
	18:00			荒川はん濫危険情報【警戒レベル4相当】
10/13(日)	00:50頃	治水橋	避難判断水位に到達 (レベル3)	
	1:10			荒川はん濫危険情報【警戒レベル4相当】
	1:50頃	熊谷	はん濫危険水位を下回る (レベル3)	
	1:50頃	治水橋	はん濫危険水位に到達 (レベル4)	
	2:00			荒川はん濫危険情報【警戒レベル4相当】
	4:20頃	熊谷	避難判断水位を下回る (レベル2)	
	5:20			荒川はん濫危険情報【警戒レベル4相当】
	10:20頃	治水橋	はん濫危険水位を下回る (レベル3)	
	11:00			荒川はん濫警戒情報【警戒レベル3相当】
	13:20頃	治水橋	避難判断水位を下回る (レベル2)	
	14:00			荒川はん濫警戒情報【警戒レベル3相当】
17:10			荒川はん濫注意情報【警戒レベル2相当】	
10/14(月)	7:30			荒川はん濫注意情報【警戒レベル2相当】
	9:50頃	治水橋	はん濫注意水位を下回る	
	9:50			荒川はん濫注意情報 解除

出典：荒川上流河川事務所 HP

### (5) 気象庁の防災気象情報

本市に関する気象庁から発せられた警報、注意報等の防災気象情報について以下に示す。

気象警報・注意報としては、10月11日18時台に大雨、雷注意報、11日21時台に大雨、雷、強風、洪水注意報が発せられた。その後、12日4時台に大雨(土砂災害、浸水害)警報が発せられ、さらに12日7時台に洪水警報、12日12時台に暴風警報が追加して発せられた。

なお、警戒レベル4相当の警報は、大雨、洪水、強風に関して発せられたが、警戒レベル5相当の特別警報はどれも発せられていない。

表3 気象庁の防災気象情報(上尾市)

日付	時間	大雨	洪水	強風	雷
10/11(金)	18:14	大雨注意報			雷注意報
	21:19	↓	洪水注意報	強風注意報	↓
10/12(土)	4:06	大雨警報 (土砂災害、浸水害)	↓	↓	↓
	7:24	↓	洪水警報	↓	↓
	12:05	↓	↓	暴風警報	↓
	15:30	↓	↓	↓	↓
	17:10	↓	↓	↓	↓
	20:24	↓	↓	↓	↓
	21:51	↓	↓	↓	↓
	22:45	↓	↓	↓	↓
10/13(日)	0:40	大雨警報 (土砂災害)	↓	強風注意報	解除
	1:51	↓	↓	↓	
	4:37	↓	↓	↓	
	5:16	↓	↓	↓	
	7:05	↓	↓	↓	
	8:07	↓	↓	↓	
	11:37	↓	↓	↓	
	16:45	↓	洪水注意報	解除	
	19:31	解除	↓		
21:01		↓			
10/14(月)	3:09		↓		
	6:46		↓		
	8:35		↓		
	9:21	大雨注意報	↓		
	10:47	↓	解除		
	16:12	↓			
	18:16	↓			
22:49	↓				
10/15(火)	4:20	↓			

注：表中の赤字は「警報」であることを示す。

### 2-3. 荒川沿川市町村の被害状況

県管理河川からの溢水・越水は、県全体で 55 箇所、決壊は 2 箇所であった。一方、浸水面積を 1 箇所当たりで見ると、飯森川（坂戸市）が 250ha（越水）、新江川（東松山市）が 220ha（決壊）、九十九川（東松山市）が 130ha（越水）と、大規模な浸水が発生している（出典：埼玉県 HP 令和元年 12 月 23 日 14 時現在のデータ）。

国管理河川においては、荒川では堤防決壊は発生していないものの、荒川水系の越辺川（東松山市と川越市）や都幾川（川越市）では、堤防決壊が発生している。

県内の荒川沿川市町村に対して、本市は東日本台風被害に関するアンケートを実施したが、その中で特に住家被害について整理したものを以下に示す。なお、表中の市町村の並びは、荒川上流から下流に向かっての位置に準じている。

住家被害の程度（全壊、半壊等）のデータで見ると、本市は全壊 8 棟や大規模半壊 8 棟と規模の大きな被害を比較的多く受けているとともに、総件数でもさいたま市に次いで件数が比較的多いことが示されている。しかし住家被害の種別（床上浸水、床下浸水）で見ると、棟数的にはさいたま市が特に多く、次いで川越市が多い。

一方、荒川沿川ではないが、特に被害の大きかった東松山市では、全壊が 109 棟、床上浸水と床下浸水は合計で 658 棟（出典：埼玉県 HP 令和元年 12 月 23 日 14 時現在のデータ）であった。

表 4 周辺市町村住家被害

市町村名	住家被害（程度）					住家被害（種別）		
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計	床上浸水	床下浸水	計
秩父市	—	—	—	—	—	—	—	—
皆野町	—	—	—	—	—	—	—	—
長瀬町	1	2	2	6	11	5	15	20
寄居町	—	—	—	—	—	—	—	—
深谷市	0	0	0	17	17	3	0	3
熊谷市	0	0	0	36	36	1	5	6
鴻巣市	0	0	0	4	4	0	18	18
北本市	0	0	2	13	15	3	4	7
吉見町	0	0	0	0	0	7	10	17
川島町	0	0	0	39	39	3	7	10
桶川市	0	0	7	38	45	11	22	33
上尾市	8	8	16	39	71	33	8	41
川越市	—	—	—	—	—	193	262	455
さいたま市	2	0	2	86	90	968	392	1,360
富士見市	—	—	—	—	—	—	—	—
志木市	0	0	0	0	0	9	162	171
朝霞市	0	0	0	0	0	28	88	116
戸田市	0	0	0	0	0	125	49	174
和光市	0	0	0	6	6	2		2
川口市	—	—	—	—	—	—	—	—

注：「—」はデータの欠損を示す。

出典：周辺市町村へのアンケート調査（令和 2 年 3 月時点）

農業被害においては、農作物の被害面積で見ると、桶川市内 31.29ha が最も大きな面積であるが、農地で見ると、さいたま市と本市が約 20ha と最も大きな面積となっている。

本市の農地被害の場合、主に荒川の無堤防区間に位置する平方土地改良区において、荒川からの溢水の結果、20ha という大きな面積が被害を受けている。

表 5 周辺市町村農林業被害

市町村名	農作物等被害		農林業施設		農業機械	農業基盤	
	農作物 (ha)	飼育魚	ハウス (棟)	畜舎・倉庫 等 (棟)	(件数)	農地 (ha)	施設 (か所)
秩父市	0	0	0	0	0	0	16
皆野町	0	0	0	0	0	0.9	0
長瀬町	0	0	0	0	0	0	0
寄居町	0.43	0	0	0	0	0	3
深谷市	10.84	0	0	0	0	0	9
熊谷市	12.3	0	0	0	0	0	2
鴻巣市	2.57	養魚20万匹	46	0	1	0	5
北本市	0.03	0	0	0	0	0	2
吉見町	8.9	0	1	0	0	0.9	4
川島町	3.14	0	4	0	1	2.8	16
桶川市	31.29	0	4	0	24	0	0
上尾市	8.12	養魚9千匹	4	2	5	20	3
川越市	1.49	0	14	0	19	0	4
さいたま市	0.96	0	8	1	33	22.3	13
富士見市	0.49	0	9	0	3	0	0
志木市	0	0	2	0	0	15	5
朝霞市	0	0	0	0	0	0	0
戸田市	0	0	0	0	0	0	0
和光市	0	0	0	0	1	0	0
川口市	0	0	2	0	0	0	0

注：令和元年 12 月 23 日 14 時現在のデータ

出典：埼玉県 HP

## 2-4. 市の被害状況

### (1) 住家・非住家被害

市内の住家被害については、平方（主に荒川の影響）や、領家と藤波（主に内水の影響）に多くの被害が見られた。また、市内全域に住家の一部損壊（10%未満）が見られた。非住家被害については、領家、特に領家工業団地に多くの被害が見られた。

市内の住家・非住家を合計した損害種別での被害は、床上浸水47件、床下浸水が12件、風害40件であった。

表6 住家被害状況

種別	程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊 (10%未満)	計
床上浸水		7	8	16	2		33
床下浸水						8	8
風害		1				33	34
計		8	8	16	2	41	75

注：内閣府の定めた被害認定調査に基づき損害程度を判断

表7 非住家被害状況

種別	被害件数
床上浸水	14
床下浸水	4
風害	6
計	24

### ※用語解説

用語	内容
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする
大規模半壊	「半壊」の基準のうち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上、50%未満のものとする
一部損壊	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする（一般的な家屋の場合、目安として浸水深が50cm以上）
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする（一般的な家屋の場合、目安として浸水深が50cm未満）
風害	強風が原因で生じる屋根の損壊や倒木・飛来物による住家の被害等



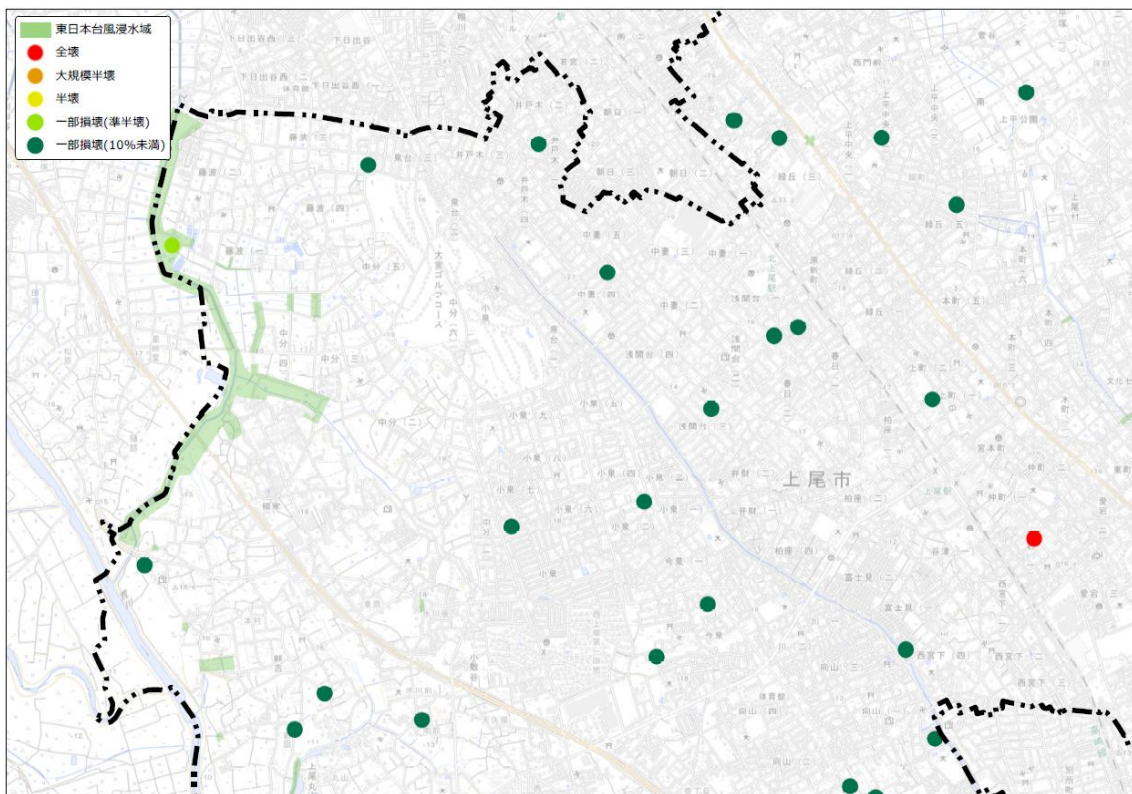


図 8 住家被害状況（損害程度）（上尾市北西部）

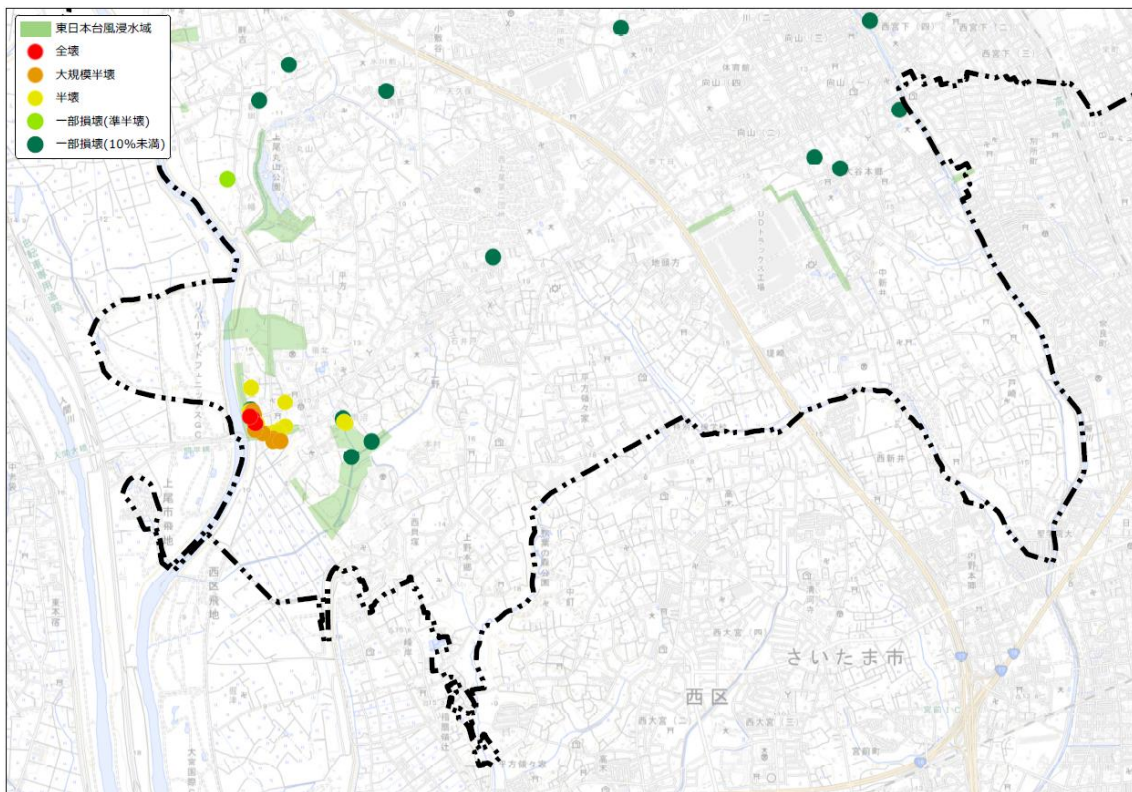


図 9 住家被害状況（損害程度）（上尾市南西部）

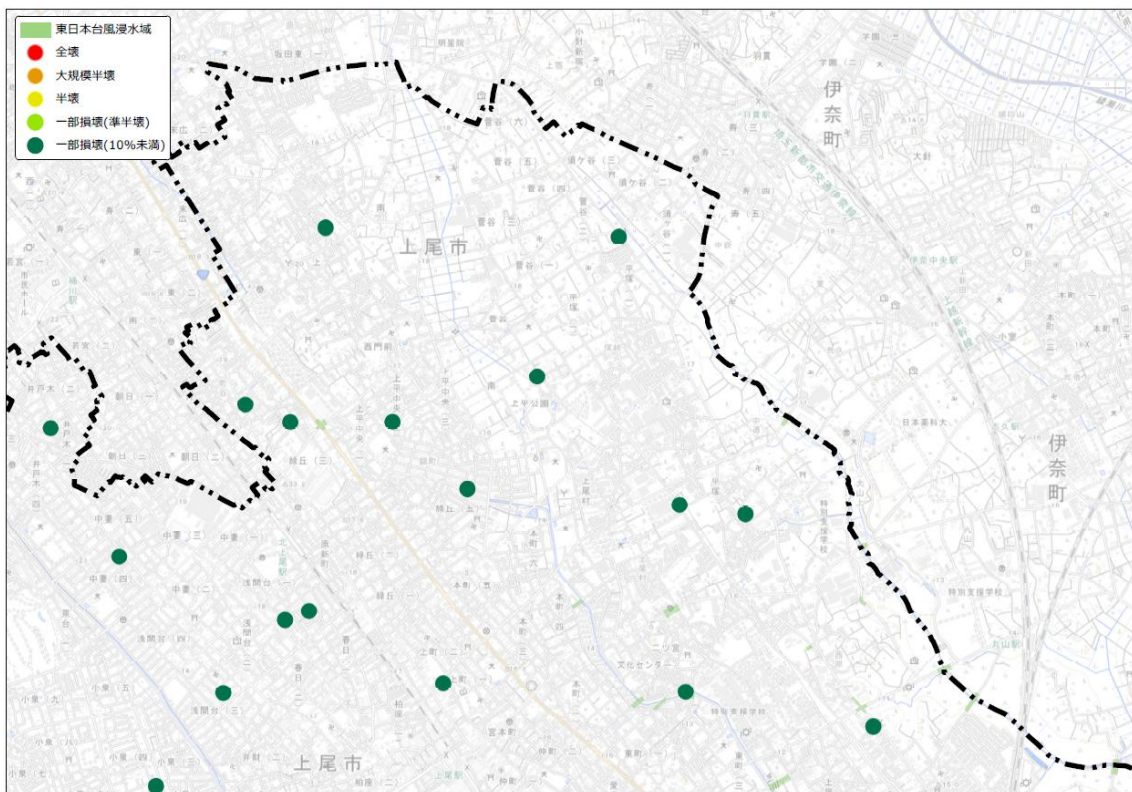


図 10 住家被害状況（損害程度）（上尾市北東部）

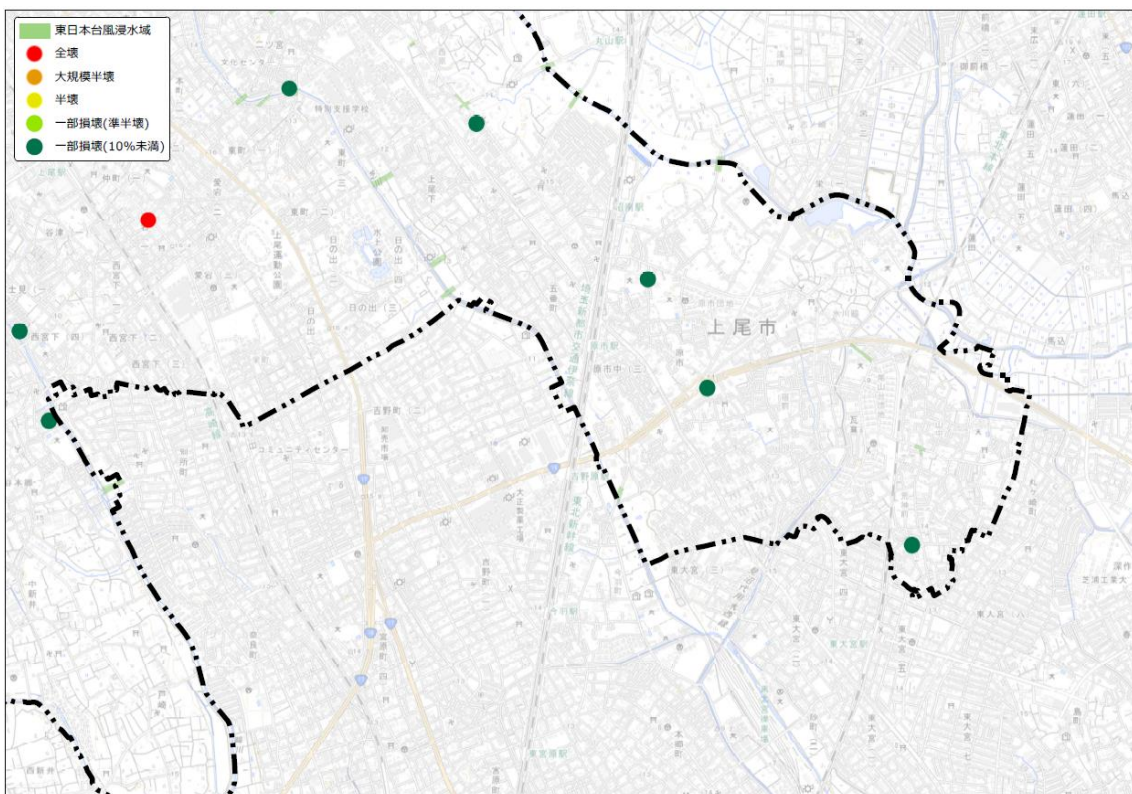


図 11 住家被害状況（損害程度）（上尾市南東部）

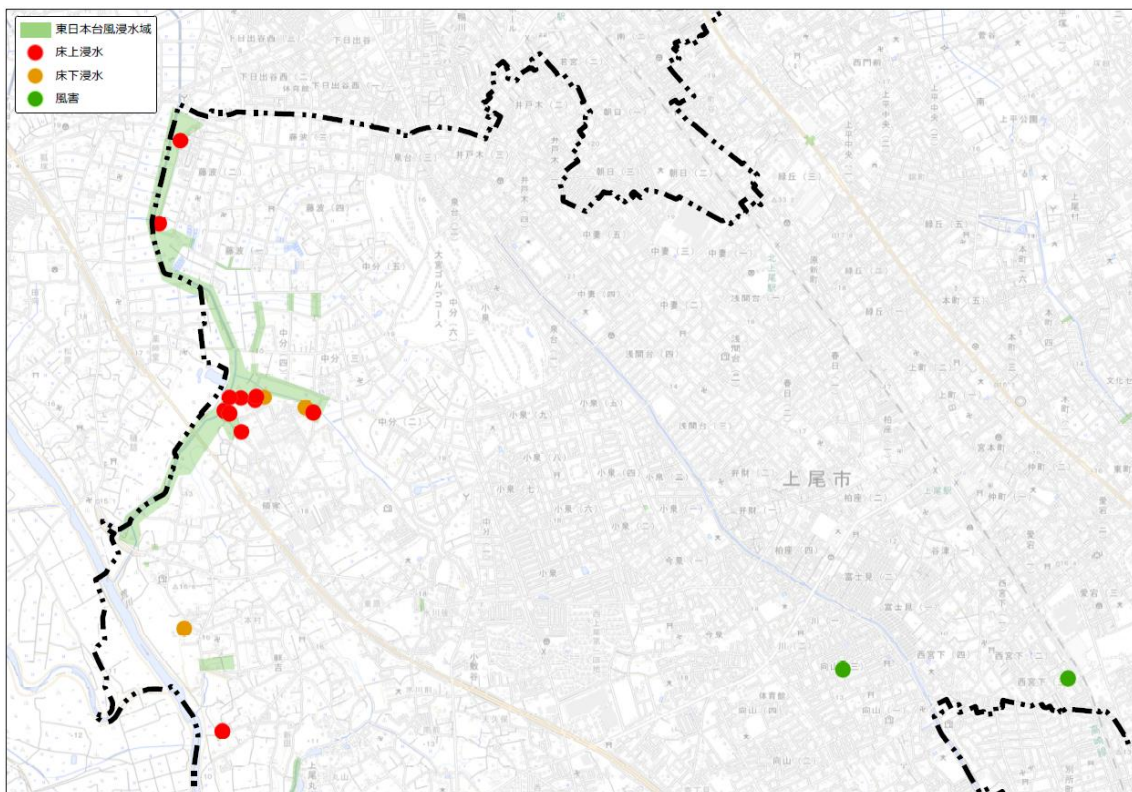


図 12 非住家被害状況（損害種別）（上尾市北西部）

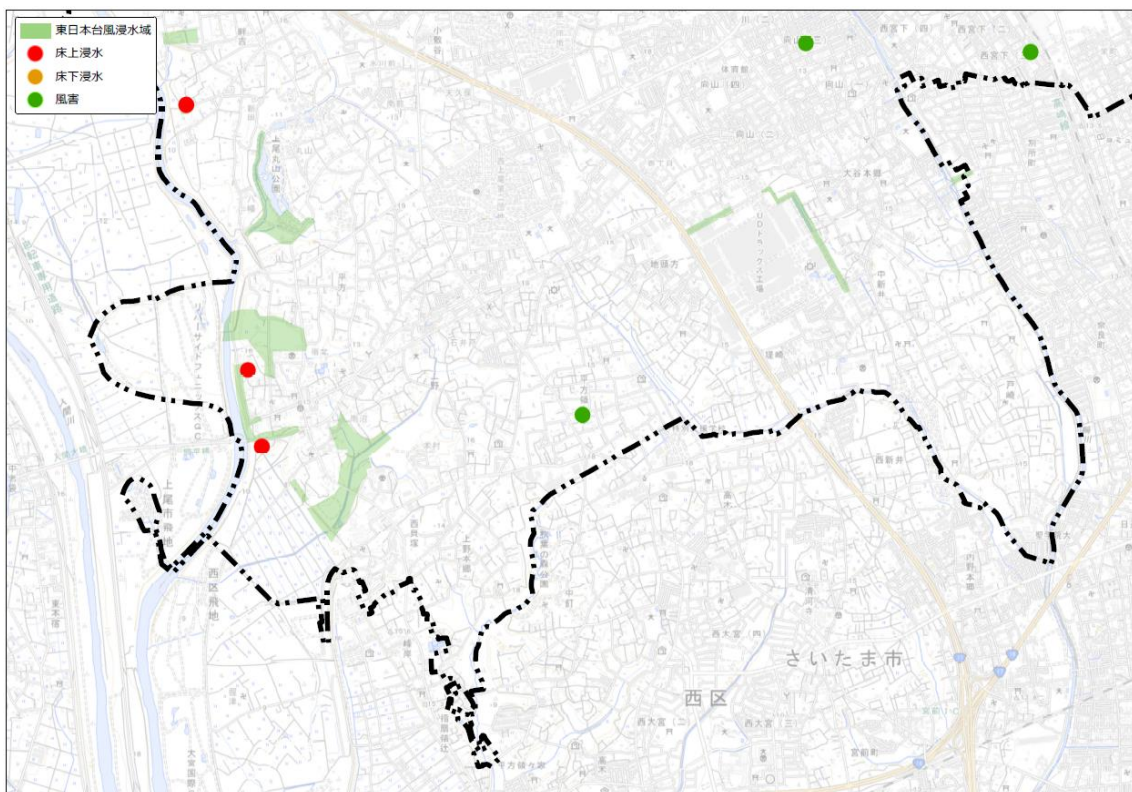


図 13 非住家被害状況（損害種別）（上尾市南西部）

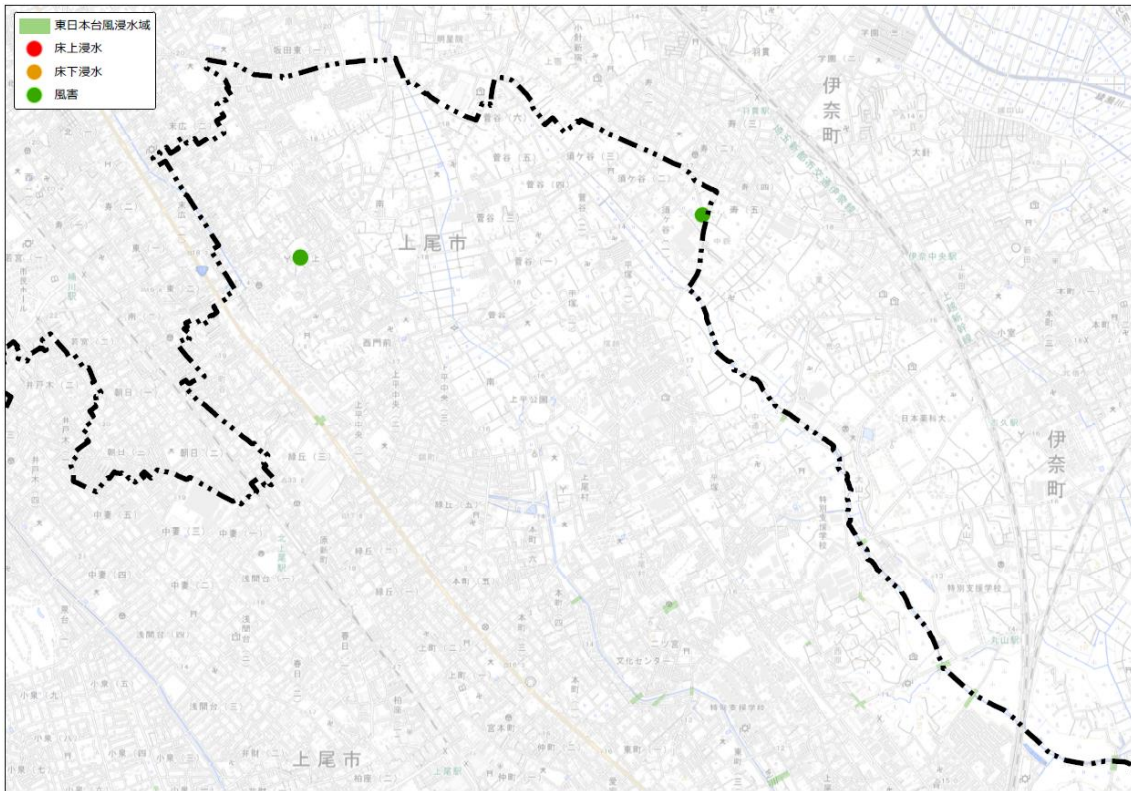


図 14 非住家被害状況（損害種別）（上尾市北東部）

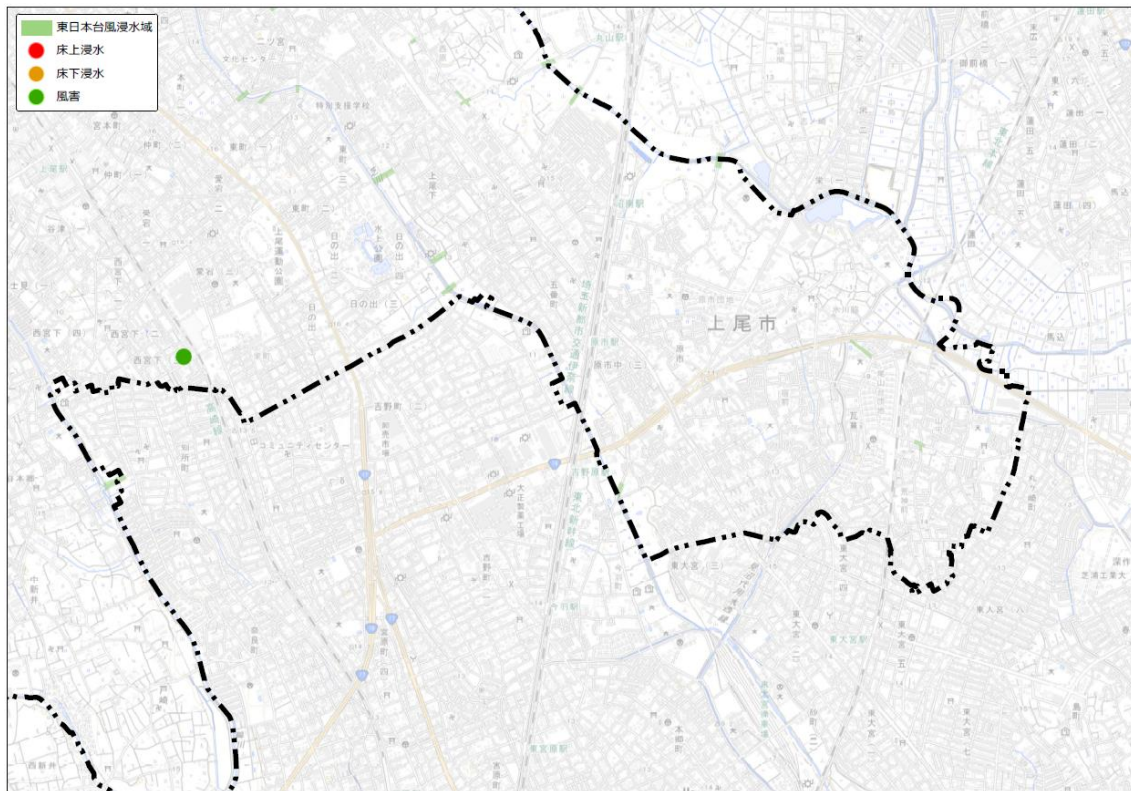


図 15 非住家被害状況（損害種別）（上尾市南東部）

## (2) 道路冠水

道路冠水は市内で 49 件、うち通行止めは 39 件であった。道路冠水箇所と通行止め箇所を以下に示す。冠水した道路の分布状況は、市の北西部（荒川沿いと江川沿い）と南東部（芝川沿いと原市沼川沿い）に多く見られた。

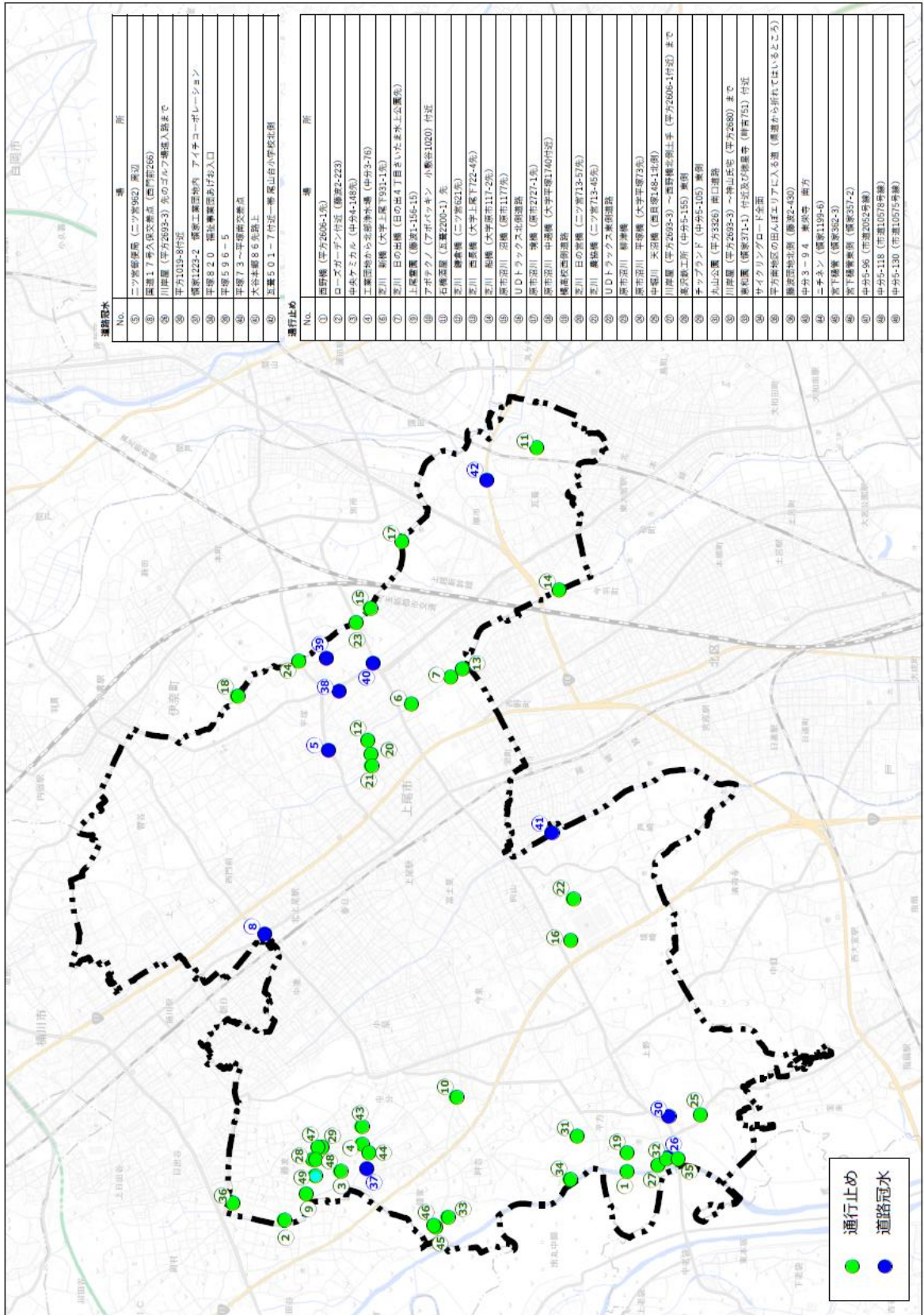


図 16 道路冠水箇所及び通行止め箇所図 (出典：上尾市)

参考までに、本市道路課が確認し、本市 HP で公開している道路冠水箇所図を以下に示す。

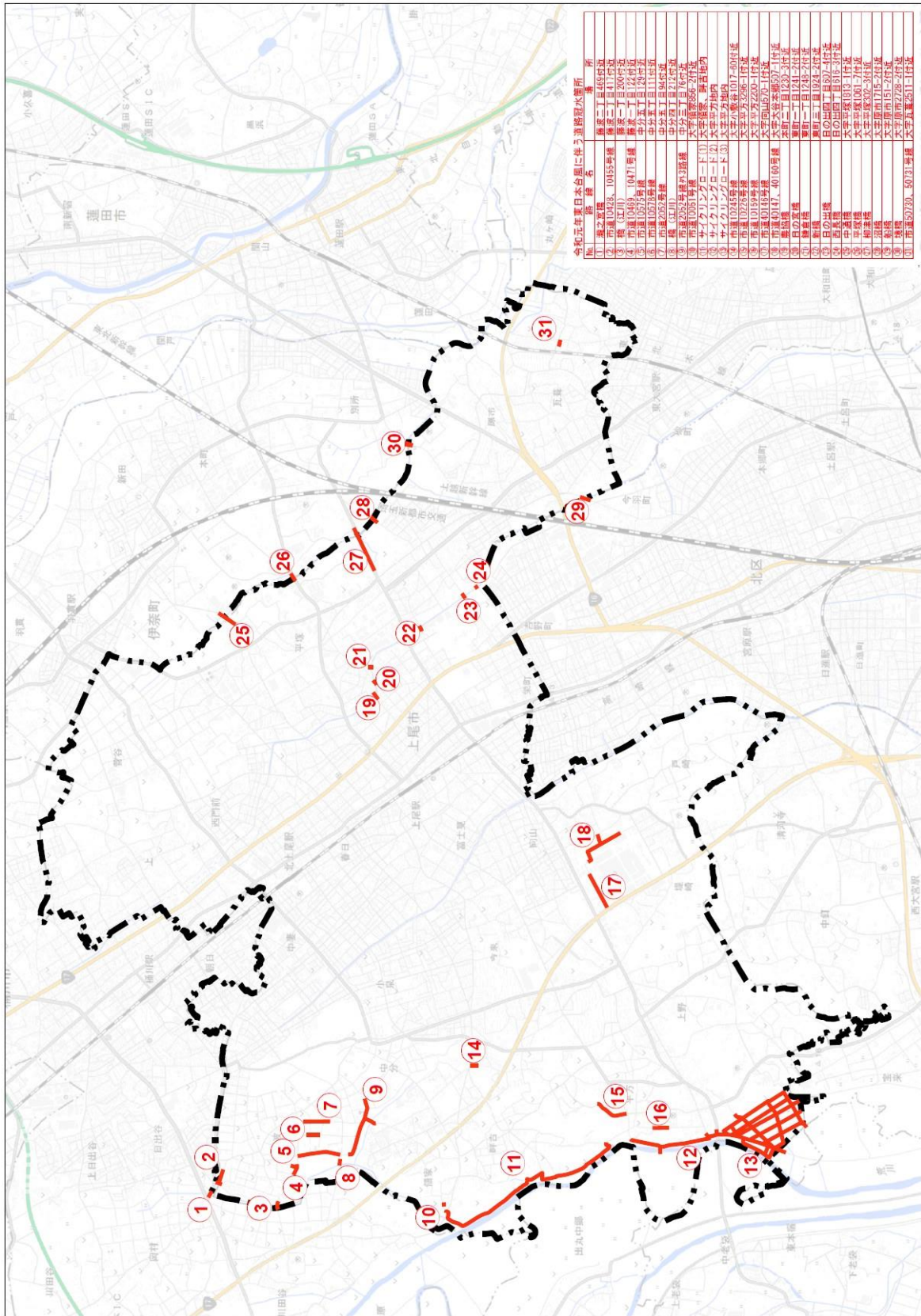


図 17 道路冠水箇所図（上尾市都市整備部道路課で確認できた箇所のみ）（出典：上尾市）



图 18 冠水状况（平方）（出典：上尾市）



图 19 冠水状况（領家）（出典：上尾市）

### (3) その他の被害状況

その他の被害状況については、農業被害は、江川沿いの藤波や荒川沿いの平方を中心に、農地や農機具の冠水、倉庫損壊、土砂堆積など計 16 件であった。

車両水没は、藤波、平方、芝川沿いの上尾下など計 3 件、合計 4 台の車両水没があった。

平方（開平橋付近）などで、計 19 人の人命救助事案があった。うち 2 人は埼玉県防災航空隊によるヘリ救助であり、16 人は上尾市消防本部によるボートでの救助、1 人は上尾市消防本部による水没車両からの救助であった。

人的被害は 1 件であり、市内住民でない方の遺体が荒川河川敷の用水路にて発見されたものである（詳細位置は不明）。

倒木は、学校や公園など計 15 件であったが、主に強風の影響であり、場所の分布に特段の特徴は見られない。

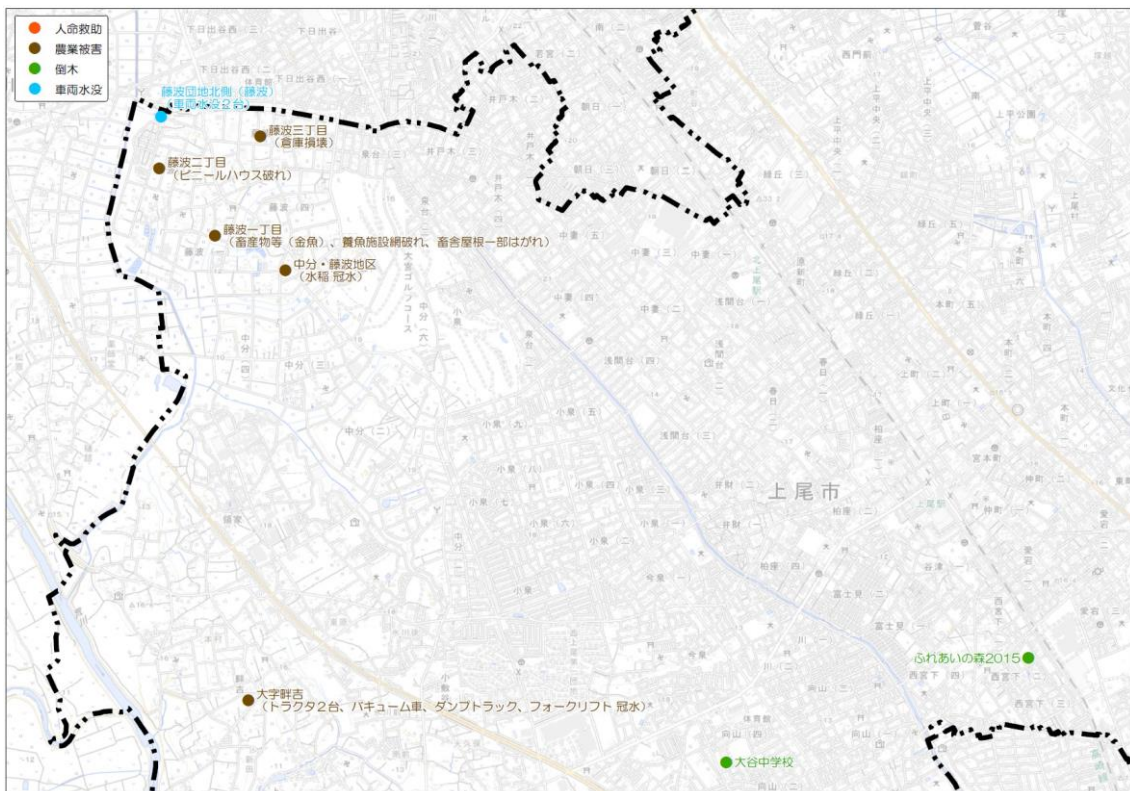


図 20 その他の被害状況（上尾市北西部）



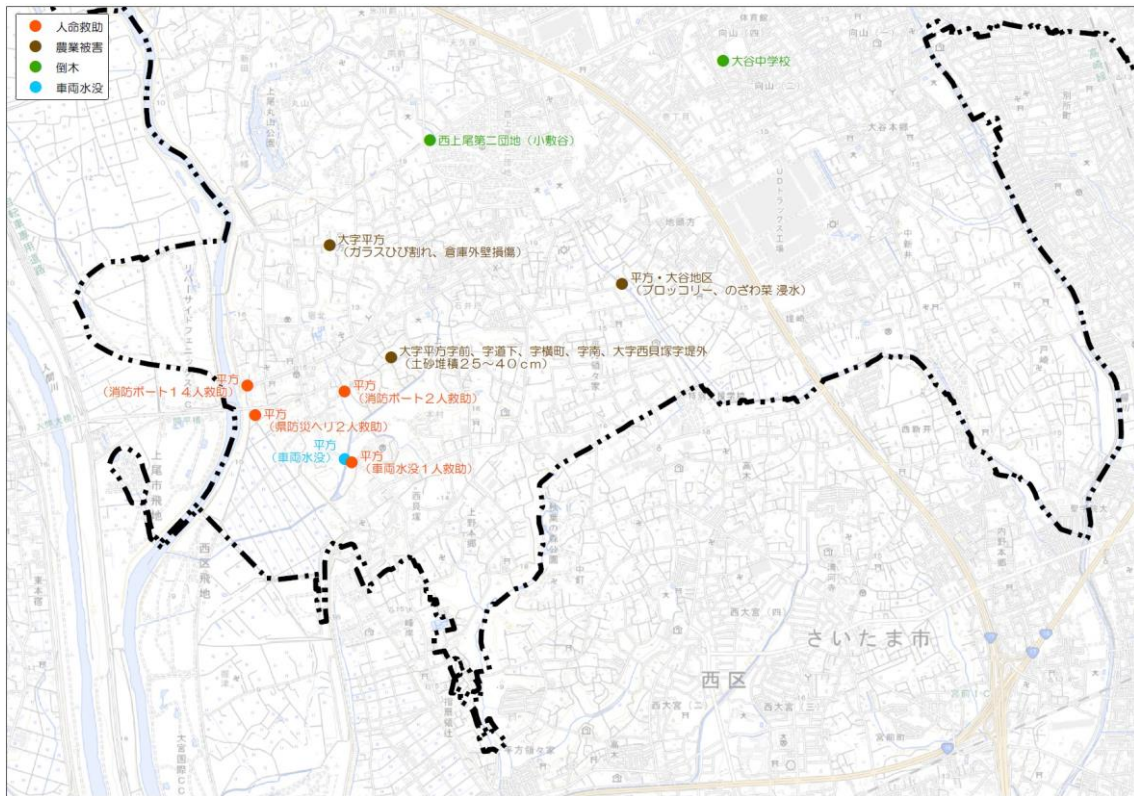


図 21 その他の被害状況（上尾市南西部）

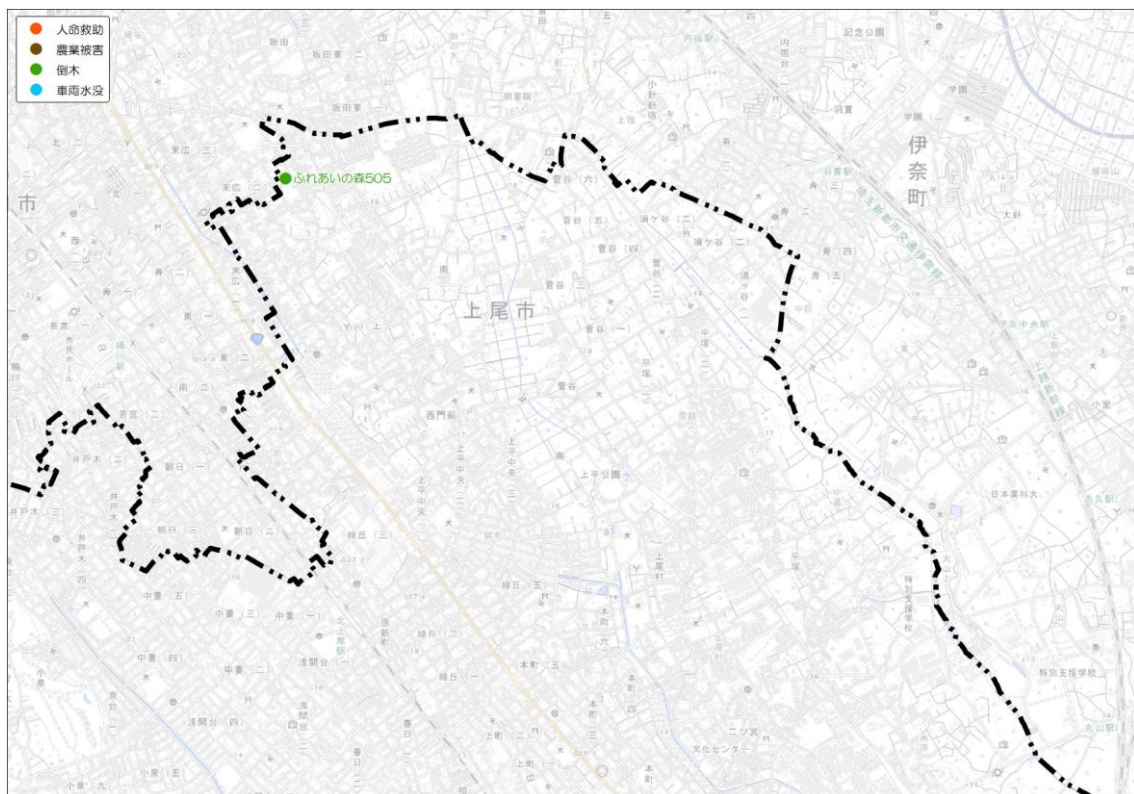


図 22 その他の被害状況（上尾市北東部）

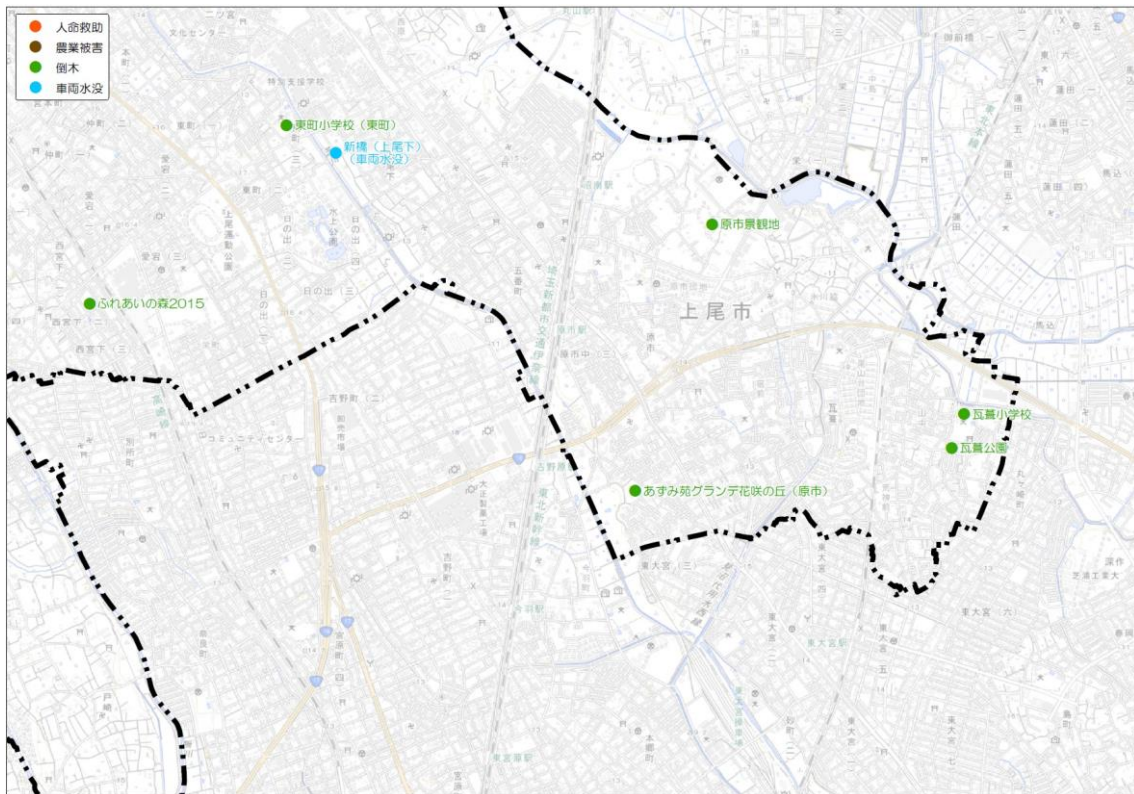


図 23 その他の被害状況（上尾市南東部）

## 2-5. 市の対応状況

### (1) 応急対策

市の対応（応急対策）として、ツイッター、メールマガジン、HP、ヤフー防災アプリ等による東日本台風に関する情報発信（広報活動）や、避難所の開設・閉鎖、避難勧告、避難指示等に関して時系列にとりまとめた結果を以下に示す。

表 8 市の対応（応急対策）（1/2）

日付	時間	市の対応(応急対策)
10/10(木)	17:00	【情報発信】 台風接近の注意喚起(1) ・不要不急の外出を控え、河川に近づかないように注意。・停電対策で、ランタン等準備。
10/11(金)	8:30	【情報発信】 車両退避場所の開設 ・市民体育館 北側駐車場 ・コミュニティセンター第2・第3・第4駐車場 ・大谷公民館 駐車場 ・上尾市役所本庁舎 東側駐車場
	13:00	【情報発信】 台風接近の注意喚起(2) ・大雨対応について ・停電対応について
	16:00	【情報発信】 避難所開設の事前通知
	18:30	【情報発信】 避難所開設予定について 12(土)10時～開設予定 ①東中学校 ②中央小学校 ③原市小学校 ④富士見小学校 ⑤市民体育館 ⑥大石南小学校
10/12(土)	9:26	避難所追加開設を決定 ⑦上尾運動公園 ⑧上平小学校 ⑨大石中学校 ⑩平方支所 各避難所班長に連絡済
	10:00	避難所開設 ①東中学校 ②中央小学校 ③原市小学校 ④富士見小学校 ⑤市民体育館 ⑥大石南小学校
	10:30	【情報発信】 避難所開設について(1) 12(土)10時～開設済み ①東中学校 ②中央小学校 ③原市小学校 ④富士見小学校 ⑤市民体育館 ⑥大石南小学校
	10:40	【情報発信】 河川注意喚起 避難所開設 ⑧上平小学校
	10:50	避難所開設 ⑨大石中学校 ⑩平方支所
	11:00	【情報発信】 河川水位上昇の注意喚起
	11:10	避難所開設 ⑦上尾運動公園
	11:20	【情報発信】 避難所開設について(2) ⑦上尾運動公園 ⑧上平小学校 ⑨大石中学校 ⑩平方支所
	11:45	避難所開設 ⑪瓦葺小学校 一時滞り施設開設準備 ⑫大石支所・⑬大谷支所 支所長に依頼連絡 ⇒12時20分開設済
	12:00	避難所追加開設を決定 ⑭上尾中学校 ⑮東小学校 ⑯尾山台小学校 ⑰原市南小学校 ⑱原市中学校 ⑲大石北小学校 ⑳大石小学校 ㉑上尾高校 ㉒上平中学校 ㉓上平北小学校 ㉔大谷小学校 ㉕大谷中学校 ㉖今泉小学校 ㉗西小学校 ㉘芝川小学校 ㉙上尾小学校 ㉚文化センター ⇒概ね15時～17時の間で避難所開設済
	12:30	【情報発信】 避難所開設について(3) ⑪瓦葺小学校 ⑫大石支所 ⑬大谷支所
	13:00	【情報発信】 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令 荒川・江川・芝川・鴨川沿いの30地区に対し、発信 (藤波、中分、領家、畔吉、小敷谷、平方、平方領々家、上野、西貝塚、上野本郷、地頭方、堤崎、中新井、戸崎、小泉、浅間台、弁財、今泉、柏座、川、富士見、西宮下、本町、二ツ宮、東町、上尾下、日の出、五番町、原市中、原市)

表 8 市の対応（応急対策）（2/2）

日付	時間	市の対応（応急対策）
10/12(土)	16:20	【情報発信】（荒川流域に）警戒レベル4 避難勧告 発令 荒川・江川沿い14地区に対し、発信 （藤波、中分、領家、畔吉、小敷谷、平方、平方領々家、上野、西貝塚、上野本郷、地頭方、堤崎、中新井、戸崎）
	17:05	【情報発信】 車両退避場所の追加について ・図書館 ・青少年センター
	17:20	【情報発信】 避難所開設について（最終）（17時現在） ①東中学校 ②中央小学校 ③原市小学校 ④富士見小学校 ⑤市民体育館 ⑥大石南小学校→満員 ⑦上尾運動公園 ⑧上平小学校 ⑨大石中学校 ⑩平方支所（一時滞在） ⑪瓦葺小学校 ⑫大石支所（一時滞在） ⑬大谷支所（一時滞在）→駐車場満車 ⑭上尾中学校 ⑮東小学校 ⑯尾山台小学校 ⑰原市南小学校 ⑱原市中学校 ⑲大石北小学校 ⑳大石小学校 ㉑上尾高校 ㉒上平中学校 ㉓上平北小学校 ㉔大谷小学校 ㉕大谷中学校 ㉖今泉小学校 ㉗西小学校 ㉘芝川小学校 ㉙上尾小学校 ㉚文化センター（一時滞在）
10/13(日)	1:00	【情報発信】 避難所閉鎖について(1) 1時30分にて避難所7箇所閉鎖
	1:30	避難所閉鎖7箇所 ⑫上平中学校 ⑬上平北小学校 ⑭大谷小学校 ⑮大谷中学校 ⑯西小学校 ⑰上尾小学校 ⑱文化センター
	2:30	【情報発信】 避難所閉鎖について(2) 2時30分にて避難所3箇所閉鎖
		避難所閉鎖3箇所 ⑮東小学校 ⑱原市中学校 ⑲大石北小学校
	5:00	【情報発信】 避難所閉鎖について(3) 5時にて避難所1箇所閉鎖
		避難所閉鎖1箇所 ⑯尾山台小学校
	6:30	【情報発信】 避難準備・避難勧告 解除について 避難勧告及び避難準備・高齢者等避難発令の解除  <避難勧告 解除> 藤波、中分、領家、畔吉、小敷谷、平方、平方領々家、上野、西貝塚、上野本郷、地頭方、堤崎、中新井、戸崎 <避難準備・高齢者等避難 解除> 小泉、浅間台、弁財、今泉、柏座、川、富士見、西宮下、本町、二ツ宮、東町、上尾下、日の出、五番町、原市中、原市
8:30	【情報発信】 避難所閉鎖について（最終） 8時30分にて避難所全て閉鎖	
	避難所全て閉鎖	

## (2) 職員体制

10月12日(土)の8時から、危機管理防災課、部内応援職員(総務部)、道路課などが待機体制を敷き、参集職員にて台風状況の情報共有を行った。12時には、本部事務局員を招集し、計107人の警戒体制1号配備を行った。15時には、本部員<sup>※1</sup>及び専門活動班を招集し、計369人で非常体制1号配備(災害対策本部設置)を行った。13日(日)0時に警戒体制1号配備に変更し、3時~13時まで危機管理防災課、部内応援職員(総務部)、道路課、河川課、交通防犯課、市民課などが待機体制を敷いた。

13日以降は、被害状況や気象情報は把握しており、雨風のピークを越え被害拡大の可能性がなくなったことや、被害の範囲が明らかになったことから、災害対策本部での応急対策から災害復旧支援体制に切り替えた。

表 9 職員体制

日時	体制	
10月12日(土) 8:00~	待機体制	危機管理防災課 部内応援職員(総務部) 道路課 参集職員にて、情報共有 ① 台風の状況について共有。 ② 部内応援職員(総務部)に対して、 電話対応を依頼。
10月12日(土) 12:00~	警戒体制1号配備を 決定	本部事務局員 <sup>※2</sup> を招集し、計107人で対 応
10月12日(土) 15:00~	非常体制1号配備に 体制変更を決定 (災害対策本部設置)	各部長及び専門活動班 <sup>※3</sup> を招集し、計 369人で対応
10月13日(日) 0:00~	警戒体制1号配備に 体制変更を決定	本部事務局員を含め、計107人で対応
10月13日(日) 3:00~13:00	待機体制	危機管理防災課、部内応援職員(総務 部)、道路課、河川課、交通防犯課、市 民課、保険年金課、人権男女共同参画 課、市民協働推進課等
10月13日(日) 13:00以降	待機体制	必要に応じて、適宜、待機体制

※1 本部員：市長、副市長、教育長、総務部長、市長政策室長、行政経営部長、子ども未来部長、健康福祉部長、市民生活部長、環境経済部長、都市整備部長、消防長、上下水道部長、教育総務部長、学校教育部長、議会事務局長の16人

※2 本部事務局員：主に各部次長級職員の23人

※3 専門活動班：各課において、災害対応のための各種専門活動を行う者として割り当てられた職員から構成される班

### (3) 会議の開催状況

本市の緊急対策会議及び災害対策本部会議の開催状況は、下表に示すとおりである。

10月12日(土)12時に第1回緊急対策会議を開催し、15時には第2回緊急対策会議を開催した。そして、非常体制1号に体制変更して、18時に第1回災害対策本部会議、21時に第2回災害対策本部会議、13日(日)0時に第3回災害対策本部会議を開催した。

その後、警戒体制1号に体制変更して、13日3時に第3回緊急対策会議の開催を行った。

表 10 緊急対策会議・災害対策本部会議 (1/2)

日時	会議名	出席者	議事要旨
10月12日 (土)12:00	第1回緊急対策会議	市長、副市長、 総務部長、本部 事務局員	①台風の概況報告 ②対応について ・職員配備体制(警戒体制1号) ・避難所の開設状況(13箇所) ③その他報告 ・荒川氾濫注意水位突破
10月12日 (土)15:00	第2回緊急対策会議	市長、副市長、 総務部長、本部 事務局員	①台風の概況報告 ②対応について ・職員配備体制(非常体制1号) ・避難所の開設状況(13箇所) ・避難所の追加開設を調整中 ③その他報告 ・荒川避難判断水位突破
10月12日 (土)15:00~	警戒体制1号から非常体制1号へ体制変更		
10月12日 (土)18:00	第1回災害対策本部会議	市長、副市長、 本部員、本部事 務局員	①台風の概況報告 ②対応について ・非常体制1号配備継続 ・参集人数369人 ・避難所の開設状況(31箇所) ③その他報告 ・荒川氾濫危険水位突破、避難準備・高齢者等避難開始命令、避難勧告発令 ④各部報告 ・西貝塚環境センターで自主避難受け入れ

表 10 緊急対策会議・災害対策本部会議 (2/2)

日時	会議名	出席者	議事要旨
10月12日 (土) 21:00	第2回災害対策本部会議	市長、副市長、本部員、本部事務局員	①台風の概況報告 ②対応について ・非常体制1号配備継続 ・避難者数364世帯、921人 ③その他報告 ・停電被害報告なし ④各部報告 ・車5台でパトロール実施 ・避難所から物資要望あり
10月13日 (日) 0:00	第3回災害対策本部会議	市長、副市長、本部員、本部事務局員	①台風の概況報告 ②対応について ・非常体制1号配備解除、警戒体制1号を敷き警戒継続 ・避難所31箇所のニーズ把握 ・避難者数371世帯、867人 ③その他報告 ・119番通報9件、うち2件がボート救助 ・食事は全避難所で取れており、直ちに医療ケアが必要な避難者はいない
10月13日 (日) 0:00~	非常体制1号から警戒体制1号へ体制変更		
10月13日 (日) 3:00	第3回緊急対策会議	副市長、本部事務局員	①台風の概況報告 ②今後の対応について ・職員配備体制(待機体制) ・避難所の開設状況(20箇所) ③その他報告 ・8時を目途に他の開設中避難所を閉鎖予定 ④各部報告 ・0時以降、1件の救助要請あり

#### (4) 避難所の避難状況

避難所の避難状況の推移を下表に示す。本市全体としては、10月12日の22時が避難者数999人、避難世帯数391世帯で最大規模となっている。避難者数が最も多い避難所は、大谷地区の市民体育館で348人(128世帯)、次いで大石地区の大石南小学校で183人(61世帯)となっている。

下表のNo.1～26は指定避難所、No.27～31は補助的な避難所として開設された施設であり、合計31箇所が開設された。

表11 避難者・避難世帯数の推移 (出典：上尾市)

No.	地区	避難所	開設時間	閉鎖時間	10月12日(土)									
					18:15現在		18:45現在		20:30現在		22:00現在		23:30現在	
					避難者数	避難世帯数	避難者数	避難世帯数	避難者数	避難世帯数	避難者数	避難世帯数	避難者数	避難世帯数
1	上尾	上尾中学校	15:00～17:00	8:30	2	1	8	4	10	5	10	5	10	5
2	上尾	東中学校	10:00	8:30	19	7	22	9	22	9	28	10	28	10
3	上尾	富士見小学校	10:00	8:30	79	42	110	62	110	62	110	62	90	55
4	上尾	東小学校	15:00～17:00	2:30	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
5	上尾	中央小学校	10:00	8:30	49	20	54	22	54	22	58	23	59	24
6	上尾	上尾小学校	15:00～17:00	1:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	上尾	上尾運動公園	11:10	8:30	40	15	52	19	57	21	55	21	55	21
8	原市	原市中学校	15:00～17:00	2:30	8	3	8	3	8	3	8	3	8	3
9	原市	瓦葺小学校	11:45	8:30	8	3	8	3	8	3	8	3	8	3
10	原市	尾山台小学校	15:00～17:00	5:00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	原市	原市南小学校	15:00～17:00	8:30	0	0	3	1	3	1	3	1	4	2
12	原市	原市小学校	10:00	8:30	51	20	66	26	71	28	71	28	71	28
13	大石	大石中学校	10:50	8:30	10	不明	10	6	13	10	13	10	13	10
14	大石	大石北小学校	15:00～17:00	2:30	2	1	8	3	8	3	8	3	9	4
15	大石	大石小学校	15:00～17:00	8:30	0	0	7	2	11	4	17	5	17	5
16	大石	大石南小学校	10:00	8:30	150	47	170	50	170	50	170	50	183	61
17	大石	上尾高校	15:00～17:00	8:30	0	0	9	3	10	4	9	3	9	3
18	上平	上平中学校	15:00～17:00	1:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	上平	上平北小学校	15:00～17:00	1:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	上平	上平小学校	10:40	8:30	5	2	7	3	7	3	7	3	7	3
21	上平	芝川小学校	15:00～17:00	8:30	2	1	2	1	2	1	4	3	5	4
22	大谷	大谷中学校	15:00～17:00	1:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	大谷	今泉小学校	15:00～17:00	8:30	0	0	0	0	3	1	3	1	3	1
24	大谷	西小学校	15:00～17:00	1:30	0	0	0	0	9	3	9	3	0	0
25	大谷	大谷小学校	15:00～17:00	1:30	7	2	9	3	9	3	12	4	12	4
26	大谷	市民体育館	10:00	8:30	250	94	325	125	345	127	348	128	250	80
27	上尾	文化センター	15:00～17:00	1:30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	平方	平方支所	10:50	8:30	30	不明	35	14	35	14	37	15	39	16
29	平方	西貝塚環境センター	-	-	-	-	2	1	2	1	2	1	2	1
30	大石	大石支所	11:45	8:30	0	0	0	0	2	1	2	1	2	1
31	大谷	大谷支所	11:45	8:30	0	0	3	1	3	1	4	2	3	1
		合計			714	260	921	364	975	383	999	391	890	348



### (5) 被災者支援の実施状況

本市の避難者支援の実施状況を以下の表に示す。

10月19日の災害救助法適用や11月1日の被災者生活再建支援法適用に対応しつつ、被災者の各種ニーズに応じた支援活動を行っている。

被災者支援策についての住民説明会は、10月15日と23日に2回開催されている。また、庁内被災者支援調整会議は、10月21日に第1回が開催された後、11月7日までに5回開催されている。

表 12 被災者支援の実施状況 (出典：上尾市)

日付	時間	市の対応(被災者支援)
10/15(火)	6:00	・ぐるっとくん全路線通常運行再開
	19:00	・東日本台風に関する上宿住民向け住民説明会開催
10/16(水)	8:00	・川岸屋付近の災害ゴミ積み込み開始 ⇒都市整備部の協定により建築業協会の人員とトラックが稼働、加えて職員4名参加
	16:00	・現在のボランティアセンターを「上尾市災害ボランティアセンター」として設立
10/17(木)	15:30	・UR都市機構から、西上尾第一団地の6か月間無料入居についてのプレスリリースあり ⇒希望者6世帯及び上宿区長に電話連絡
10/18(金)	8:30	・県営住宅の無償入居受付開始についてのプレスリリースあり ⇒希望者6世帯及び上宿区長に電話連絡
10/19(土)	5:00	・災害救助法適用(適用年月日は10月12日)
	8:30	・災害救助法対応について検討するため、危機管理防災課職員の参集を決定
10/20(日)	13:00	・市長による被災地訪問の実施
10/21(月)	8:30	・災害救助法適用に係る事務増加等について全庁的対応をする旨、市長へ報告
	9:00	・庁議にて災害救助法適用に伴う事務の割振り等について報告
	10:30	・庁内被災者支援調整会議(第1回)開催
10/23(水)	16:00	・庁内被災者支援調整会議(第2回)開催
	19:00	・被災者支援策に関する住民説明会開催(上宿・平方南・畔吉住民向け)
10/24(木)	14:30	・上宿区長へ連絡し支援物資を提供
10/25(金)	9:00	・庁内被災者支援調整会議(第3回)開催
	14:00	・生活必需品の供与に関する庁内打合せ
10/28(月)	13:20	・保健師4名が被災地域で活動開始
10/29(火)		・罹災証明書の送付を開始
10/30(水)	16:00	・庁内被災者支援調整会議(第4回)開催
11/1(金)		・被災者生活再建支援法適用
11/7(木)	16:00	・庁内被災者支援調整会議(第5回)開催

## 2-6. 県の対応状況

埼玉県では、台風上陸前の10月10日(木)に第1回台風対策会議を開催し、知事が県民に注意喚起を行い、記者発表した。翌11日(金)には、第2回台風対策会議を開催し、16時に埼玉県情報連絡室を設置し、18時14分から被害情報の収集を開始した。12日(土)10時から災害即応室を設置し全庁体制を取り、同日19時には県災害対策本部を設置し、内閣府・東京電力などからリエゾンの受け入れを行った。

翌10月13日(日)の8時30分に自衛隊に災害派遣要請し、10時に県災害対策本部会議を開催、14時には第2回県災害対策本部会議を開催し、災害ヘリによる偵察・救助活動などを行った。以降、10月29日まで県災害対策本部会議は続けられ、11月1日(金)に被災者生活再建支援法を県内全域に適用し、12月23日(月)に埼玉県台風災害復旧・復興推進会議が設置され、県災害対策本部は閉鎖された。

災害救助法は、10月12日に42市町村に適用されたが本市には適用されなかった。しかし10月19日に本市を含む6市町村に適用された(発災日の10月12日に遡及して適用)。

表 13 県対応状況

日付	時間	県の対応
10/10(木)		第1回台風対策会議
		県民への注意喚起(知事動画・記者発表)
10/11(金)		第2回台風対策会議
	16:00	埼玉県情報連絡室 設置
	18:14	情報連絡室を設置し被害情報の収集開始
10/12(土)	10:00	災害即応室を設置し全庁体制
	19:00	埼玉県 災害対策本部 設置
		災害救助法適用(42市町村)(上尾市含まず)
		内閣府、東京電力等からリエゾンの受け入れ
		秩父地域(1市4町)に市町村情報連絡員派遣(13日までにさいたま市を除く全市町村に派遣)
10/13(日)	8:30	自衛隊に災害派遣要請
	10:00	県災害対策本部会議(第1回)
	14:00	県災害対策本部会議(第2回)
		災害ヘリによる偵察・救助活動
		県警ヘリによる被害状況調査活動
10/14(月)	13:30	県災害対策本部会議(第3回)
10/18(金)	10:20	県災害対策本部会議(第5回)
10/19(土)	5:00	災害救助法適用(6市町村)(上尾市含む)(10月12日に遡及して適用)
10/21(月)	16:30	県災害対策本部会議(第6回)
10/23(水)	17:20	県災害対策本部会議(第7回)
10/25(金)	17:10	県災害対策本部会議(第8回)
10/29(火)	17:30	県災害対策本部会議(第9回)
11/1(金)		被災者生活再建支援法適用(県内全域)
12/23(月)		埼玉県台風災害復旧・復興推進会議設置(災害対策本部閉鎖)

## 第3章 総合資料の作成

### 3-1. 総合資料の概要

第2章において収集した資料を関連付けて編集したものが総合資料である。総合資料は、時系列に、気象、河川水位、警戒レベル、市や各行政機関の行った行動等を整理するとともに、関連する資料をリンク等で関連付けをし(エクセルデータで作成)、速やかに必要な資料を参照できる手法を取っている。

総合資料の根幹をなす時系列に情報を整理した部分を以下に抜粋して示す。この表は、II 段階のフェーズに区分した災害発生前後の時間帯の中、最初のフェーズI(台風上陸4日前~24時間前まで)の部分を抜粋したもので、降雨量や河川水位といった気象情報のほかに、国、県、市等の行動を記載したものである。

表 14 総合資料（部分抜粋）

時系列	日付	時間	気象環境			国		県		上尾市			市民	
			気象環境の変化 (降水量・風速は熊谷 地方気象台)	市内 累積雨量 (10/12のみ)	河川 水位 (熊谷)	【気象情報・警報・注意報】 気象庁・国土交通省関東地方整備局	【水位情報】 荒川/利根川 上流河川事務所	【会議・体制】	【連絡調整・被害対応等】	【会議・体制】	【避難所・車両退避場所・情報発信】	市民避難状況		
【フェーズ1】 台風上陸4日前～ 24時間前まで	10/8 (火)	13:30									車両退避場所の開放 ①市民体育館 ②コミュニティセンター第2～4駐車 場 ③大谷公民館 ④市役所東側 11日(金)～13日(日)17時15分までで依頼 連絡済			
	10/8 (火)	17:30									危機管理防災課→ウェザーニュース聞き取り ・徐々に台風の速度上昇している。 ・静岡周辺上陸の可能性がある。 ・接近時刻：20時～21時 ・暴風域到達時刻：17時ごろ ・降雨：12(土)15時前後から雨。18時～21時がピークでその前後3時間は 発達した雨雲あり。13(日)6時ごろには抜ける予想とのこと。			
	10/9 (水)	17:00									●今後の対応を課内会議実施。			
	10/10 (木)	14:25									共同生活介護事業所フレンズ→危機管理防災課 施設管理者より土のう配布追加依頼 ※道路課職員にて対応済			
	10/10 (木)	14:53									危機管理防災課→ウェザーニュース聞き取り 雨：12(土)の夜 50mm/h 降雨の可能性 ピークとしては、60～80mm/hの可能性			
	10/10 (木)	15:20									西武鉄道→危機管理防災課 12(土)の昼以降全線運転取りやめとのこと。			
	10/10 (木)	16:00									東武鉄道→危機管理防災課 12(土)9時～13(日)正午まで全列車運休とのこと。			
	10/10 (木)	17:00										【情報発信】 台風接近の注意喚起 (1) ・大雨による河川水位上昇注意。 ・停電対策で、ランタン等準備。		
	10/11 (金)	8:30										【情報発信】 車両退避場所の開設 ・上尾市役所本庁舎 東側駐車場 ・市民体育館 北側駐車場 ・大谷公民館 駐車場 ・コミュニティセンター第2・第3・第4駐車場		
	10/11 (金)	9:00			1.36m							危機管理防災課→ライオンズクラブ 台風の件で、物品等の要請する可能性があるため、ブルーシート等を至 急準備できるように体制づくりを依頼。正式要請については、必要な場 合連絡する旨伝達。		
	10/11 (金)	9:30										都市整備部次長→危機管理防災課 体制について報告 ①道路課 12(土) 8時(職員4名)13時(職員16名+課長) ②河川課 12(土) 13時(職員3名+課長) 13(日) 8時30分(職員3名+課長) ※河川課については、大雨対応業務等の事前準備完了済とのこと。		
	10/11 (金)	10:20										農政課より市民農園 12(土)午後から営業停止 危機管理防災課→各部次長 臨時次長会議の開催通知 14時から庁議室。		
	10/11 (金)	12:00			1.38m							高崎線 12(土)12時から13(日)12時まで計画運休 (JRのHPより) 西武鉄道→危機管理防災課 12(土)13時から13(日)午前中まで運転取りやめ予定とのこと。 一部特色・座席指定列車は運休とのこと。		
	10/11 (金)	13:00	降水量：1mm 風速：1.6m/s		1.38m							東武鉄道→危機管理防災課 12(土)11時から順次本数減らし、13時頃から終日全線で運転取りやめ 予定とのこと。また、13(日)も始発から運転見合わせ、天候回復後施設 点検及び安全確認を実施とのこと。	【情報発信】 台風接近の注意喚起 (2) ・(1)大雨対応について (2)停電対応について	
	10/11 (金)	13:50										危機管理防災課→県消防防災課 体制の確認。状況によるが、警戒体制(900名体制)をとるかもしれないと のこと。		
	10/11 (金)	14:00	降水量：0.5mm 風速：1.3m/s		1.41m							●台風19号接近に伴う臨時次長会議		
	10/11 (金)	15:00	降水量：0.5mm 風速：1.8m/s		1.43m							交通防犯課 ・ぐるっとくん 12(土)全面運休 ・東武バス 12(土)15時から運休 ・朝日バス 12(土)15時から運休 ・丸建バス 12(土)12時台の駅発車以降運休 ・ニューシャトル 12(土)午後～13(日)早朝 風速25m観測時、運転中止 暴風圏に入った場合、運転中止継続		
	10/11 (金)	15:50										危機管理防災課→J-COM 避難所開設予定について報告 公開について了承。		
	10/11 (金)	16:00	降水量：0mm 風速：2m/s		1.43m	熊谷気象台 24h体制		埼玉県情報連絡室 設置				【情報発信】 避難所開設の事前通知		
	10/11 (金)	16:20										道路課→危機管理防災課 西武線通行止め開始とのこと。		
10/11 (金)	17:00	降水量：0mm 風速：2.1m/s		1.47m							次長向けインフォメーション ①とりまとめ報告の締切 15(火)正午締切 ②停電時は、※3別館のPC使用			

### 3-2. 理想のタイムラインの概要

総合資料には、市職員や防災関係機関や市民等が実際にとった行動と比較して、本来とるべき行動を想定し、理想のタイムラインとして記載している。これにより、実際に取った行動と本来とるべき行動を比較して、差が生じている場合、その課題や対処方針の検討が可能となる。

作成した理想のタイムラインを以下に示す。理想のタイムラインは、台風上陸時を中心として前後に11段階のフェーズに時間軸を分割して整理しており、内閣府の「市町村のための水害対応の手引き(令和2年6月)」や上尾市水害対応タイムラインを踏まえて、作成したものである。

表 15 理想のタイムライン (1/4)

時系列	理想タイムライン		
	No.	分野	とるべき行動
【フェーズ1】 台風上陸4日前～ 24時間前まで (令和元年10月8日～ 11日18時頃)	1-1	水害を踏まえた職員等の参集体制の確保	翌日以降に想定される体制や連絡系統・連絡先の確認を行う。
	1-2	水害を踏まえた職員等の参集体制の確保	水害時を踏まえた職員等の可能参集人数を事前に想定する。(道路途絶による移動制限等を考慮)
	1-3	重要な情報を確実に受信・発信できる機器の確認	多様な通信手段(衛星電話、無線機)を確保し、使用方法等の再確認を行う。
	1-4	重要な情報を確実に受信・発信できる機器の確認	停電時に備え、非常用電源を確保するとともに、電気の供給先や運転可能時間、燃料確保について再確認を行う。
	1-5	誰もが容易に入手できる防災情報の発信	災害から命を守るため、災害リスク情報や防災に関する情報を容易に入手できるよう発信する(国のハザードマップポータルサイトの活用等)。
	1-6	避難所運営体制の確立	早期からの避難を可能とするため、適切な箇所・タイミングでの避難所開設を決定するとともに、関係者や市民にその旨周知を図る。
【フェーズ2】 上陸24時間前～ 荒川水位レベル1 (11日18時～12日10時頃)	2-1	水害を踏まえた職員等の参集体制の確保	発災前初動行動として、職員等の安全の確保に十分に配慮しつつ、適切な情報伝達を行い、速やかに職員等の非常参集を行う。
	2-2	各種情報の収集、分析体制の強化	早期から情報収集・分析専任の要員を確保しておく(河川管理者や気象台から幹部へのホットラインや、河川管理者からの河川の水位や氾濫の危険に関するFAX及び気象台からの気象に関する予測情報等を確実に収集し、処理するため)。
	2-3	ホットライン(直轄河川管理署、知事、気象台長、民間気象会社)の活用	状況に応じて、河川管理者や気象台、民間気象会社等に対して、河川堤防の状況や今後の水位、降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される危険な区域、避難勧告等のタイミングについて助言を求めるとともに、関係者や市民にその旨周知を図る。
	2-4	ホットライン(直轄河川管理署、知事、気象台長、民間気象会社)の活用	ホットラインによる連絡があった際や、体制を敷く際には、市長が状況を確実に把握できるような体制を構築しておく。
	2-5	住民からの問合せ窓口の一元化	問合せ窓口を一元化して本来業務に集中できる環境を作り、窓口の連絡先等の情報を広く迅速に公表する。
	2-6	多様な伝達手段による情報発信	初動対応時から、ホームページ等の様々なメディアを活用して、被災者、報道機関、他自治体等向けに必要な情報を速やかに発信する。
	2-7	多様な伝達手段による情報発信	多様な伝達手段に一括配信することが可能なアラートを積極的に活用する。
	2-8	避難所運営体制の確立	避難所は、開設指示を受けた後、迅速かつ確実に避難所に参集するとともに、施設管理者・自主防災会と連絡を取り合い、連携して避難所開設を行う。
	2-9	避難所運営体制の確立	災害対策本部に避難所運営を後方支援するための部隊(避難支援グループ(仮称))を位置付け、避難所との連絡・調整をこまやかに行う。
	2-10	国・地方公共団体への支援要請	警察と災害情報を共有し、必要に応じて支援を要請する。
	2-11	国・地方公共団体への支援要請	埼玉県と災害情報を共有し、必要に応じて支援を要請する。
	2-12	地域の民間事業者等と連携した水防活動	協定に基づき、水防活動を実施する民間事業者との連携を図り、円滑かつ効果的な水防活動を実施する。
	2-13	地域の民間事業者等と連携した水防活動	随管操作員に対し、早期からの注意喚起や適切な情報伝達を行う。

注：上表左端の時系列の括弧書きの日時情報は、東日本台風時の実際の日時を示している。

表 15 理想のタイムライン (2/4)

理想タイムライン			
時系列	No.	分野	とるべき行動
<b>【フェーズ3】</b> 荒川水位レベル1~2 (12日10時~12日11時頃)	3-1	各種情報の収集、分析体制の強化	被害状況に応じ、災害対策本部等に「情報班」を設置し、河川・気象情報のほか、住民や消防等関係機関からの大量の問合せ等に対して、情報トリアージ（情報の重要性及び緊急性の優先順位付け）を実施する。
	3-2	各種情報の収集、分析体制の強化	水害のおそれがある場合は、指定河川洪水予報や、水位計・監視カメラからの河川水位情報、被害状況調査班等による現地調査結果、洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）、雨量情報等から避難勧告等の発令に資する情報を整理し、切迫する状況下においても、これらの情報の把握に努める。
	3-3	避難所運営業務	避難者の受付、名簿の作成、ルールの周知など、運営サイクルを確立する。
	3-4	避難所運営業務	ライフラインの途絶や集団生活という条件により、避難所では、さまざまな感染症、食中毒などのリスクが高まるため、発災直後から衛生管理・健康管理に取り組む。
	3-5	避難所運営業務	要配慮者の種別に応じた支援や配慮を行う。（障害者、高齢者、女性、子供、外国人等）
	3-6	避難所運営業務	ペット同伴避難者がいた場合、ペット飼育スペースを人の居住スペースとは別に設け、適切な対応を行う。
	3-7	避難所の物的後方支援	避難所で不足している物資・資機材のニーズを聞き取り、配送や調達に係るオペレーションを適切に行う。
<b>【フェーズ4】</b> 荒川水位レベル2~3 (12日11時~12日14時頃)	4-1	警戒レベルを用いた避難勧告等の発令	あらかじめ設定した基準に達した際に、適切な発令範囲を設定し、躊躇なく避難勧告等を発令する。
	4-2	警戒レベルを用いた避難勧告等の発令	避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。
	4-3	要配慮者等の避難の有効性の確保	避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者への情報伝達や、安否確認、避難支援等を実施する。
	4-4	住民や施設管理者等への情報伝達	浸水想定区域内の要配慮者利用施設への適切な情報伝達を行う。（河川水位情報や避難情報等）
	4-5	住民や施設管理者等への情報伝達	浸水想定区域にある自主防災会や自警水防団に対し、適切な情報伝達を行う。（注意喚起、河川水位情報、避難情報等）
	4-6	住民や施設管理者等への情報伝達	伝達手段の特性を理解した上で、配信の負担も考慮し、多様な伝達手段を適切に組み合わせ、住民等へ情報伝達を行う。
	4-7	国・地方公共団体への支援要請	関東地方整備局と災害情報を共有し、必要に応じて支援を要請する。
<b>【フェーズ5】</b> 荒川水位レベル3~4 (12日14時~12日16時頃)	5-1	独立した災害対策本部事務室の確保	災害対応を実施する各班（課）及び関係機関との情報共有、調整を円滑に実施し、迅速な災害対応を実現するため、災害対策本部は平時の執務室とは独立したスペース（会議室等）を確保する。
	5-2	住民や施設管理者等への情報伝達	領家工業団地への適切な情報伝達を行う。（種管閉鎖情報や河川水位情報等）
<b>【フェーズ6】</b> 荒川水位レベル4~ 台風上陸 (12日16時~12日18時頃)	6-1	長期化を踏まえた職員動員体制の検討	災害の長期化に備えて、災害対応を行う職員の交代制の検討するとともに、食事や休息など職員の健康管理等に十分に配慮する。
	6-2	避難所運営業務	局所的な水害等であれば、比較的早い段階で温かい食事の確保に努める。
	6-3	避難所運営業務	健康被害を防止するために、簡易ベッドやマット等を導入するなど寝床を改善する。
<b>【フェーズ7】</b> 台風上陸~上尾市内の浸水 (12日18時~13日11時頃)	7-1	報道機関への対応ルールの明確化	災害対策本部に広報責任者を明確に位置づけ、広報・報道対応窓口を一元化する。
	7-2	報道機関への対応ルールの明確化	報道対応のルール（本部への記者立ち入り禁止、定期的な記者会見開催等）を事前に決めておくとともに、報道機関の協力を得ながら、戦略的な広報を実施する。
	7-3	避難所運営体制の確立	住まいの確保やその他の被災者への支援と合わせて、避難所解消の時期について、見通しを示す。
	7-4	国・地方公共団体への支援要請	自衛隊と災害情報を共有し、必要に応じて支援を要請する。

注：上表左端の時系列の括弧書きの日時情報は、東日本台風時の実際の日時を示している。

表 15 理想のタイムライン (3/4)

		理想タイムライン	
時系列	No.	分野	とるべき行動
<b>【フェーズ8】</b> 荒川水位レベル下降 (13日11時～14日18時頃)	8-1	長期化を踏まえた職員動員体制の検討	災害対策本部の設置期間を見通した上、平常業務と並行しながら、応急対策、復旧・復興体制に至るまで適切な本部運営が可能となるよう、人員体制や本部会議の在り方を検討する。
	8-2	災害ボランティアセンターの開設・運営	迅速に災害ボランティアセンターを開設するとともに、市、社協、ボランティア団体が連携を取り、ボランティアの活動支援体制を速やかに整える。
	8-3	応急救助の実施に向けた準備	災害救助法の救助項目ごとに、所管部署を決め、各部署に実施体制を敷くよう要請する
<b>【フェーズ9】</b> 被災者支援 (～1週間) (14日18時～19日頃)	9-1	受援体制の整備	災害対策本部内に「庁内全体の受援担当者」を位置付け、庁内全体の取りまとめや都道府県等応援職員等派遣機関との調整を行う。
	9-2	国・地方公共団体への支援要請	協定自治体と災害情報を共有し、必要に応じて支援を要請する。
	9-3	災害ボランティアセンターの開設・運営	災害ボランティアセンターの設置に当たっては、ホームページ等により、ボランティアの受入に関する現状や、いつから被災地入りしてほしいかなどの見通しを示すとともに、求められる活動内容、持参すべき装備、宿泊所の状況等の情報を発信する。
	9-4	災害時におけるボランティア関係者（県、市社協、県社協、地元NPO、他地域から参加した外部支援NPO等）との連携	ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、積極的に災害ボランティアセンターや、ボランティア団体等の関係者と情報共有を図る場を設置する。
	9-5	被災者台帳の作成	被災者台帳には法定（災害対策基本法（第90条の3））の事項を全て記載又は記録する。
	9-6	被災者台帳の利用	被災者支援を継続して実施できるよう、被災者の居所や被害の状況、支援の状況など、最新の情報を把握したときは速やかに台帳を更新する。
	9-7	被災者台帳の利用	被災者支援のため台帳情報を利用する部署間で台帳情報を共有するとともに、台帳情報を有効に活用して被災者に対する支援を総合的・効率的に実施する。
	9-8	住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る計画策定	災害対策本部や関係機関で把握している被害情報や、航空写真等を活用して住家被害等の情報を集め、調査計画を策定する。
	9-9	住家被害認定調査の実施	水害においては、外見調査である第1次調査又は内部立入調査である第2次調査により調査を実施する。被害認定調査を行うに当たっては、建物の除去や被害箇所等の修理、片づけ等をする前に「浸水深」や「被害箇所」がわかる写真を撮影しておくよう住民に事前周知する。判断が難しい事例は適宜情報共有を行い、調査員によって判断が異なるようにする。
	9-10	その他被災者支援策の実施	寝具等の提供について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	9-11	その他被災者支援策の実施	水害後の道路・家屋の消毒作業について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	9-12	その他被災者支援策の実施	水害後の道路の路面清掃や土砂撤去について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	9-13	その他被災者支援策の実施	被災者の健康管理のために巡回健康相談、精神保健相談、栄養指導等を行う。
	9-14	救助項目「住宅の応急修理」	住宅の応急修理について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	9-15	救助項目「学用品の給与」	学用品の給与について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	9-16	必要書類の準備	救助事務と並行して、国との特別基準の協議や求償のために、受払簿等の必要書類を準備・整理しておく。
	9-17	仮置場の確保	被災現場や被災家屋等から災害廃棄物を撤去するため、速やかに仮置場を確保するとともに、災害廃棄物は仮置場に搬入する段階で可能な限り分別し、仮置場で適正に管理する。
	9-18	災害廃棄物の分別	災害時の廃棄物の排出ルールを住民及びボランティアに速やかに周知するなど、生活環境保全、公衆衛生確保のため、初動時対応に注力する。
	9-19	災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理及び再生利用	災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等を行う。
	9-20	災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理及び再生利用	災害廃棄物の発生量を推計し、必要に応じて災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理を計画的に実施する。
9-21	災害廃棄物処理支援ネットワークの活用	災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を通じて、災害廃棄物の発生量の推計方法や処理困難物の対処方法等に関する技術的助言を受ける。	
9-22	災害廃棄物処理支援ネットワークの活用	本市だけでは不足する人材や資器材等の支援を要請する。	

注：上表左端の時系列の括弧書きの日時情報は、東日本台風時の実際の日時を示している。

表 15 理想のタイムライン (4/4)

理想タイムライン			
時系列	No.	分野	とるべき行動
<b>【フェーズ10】</b> 被災者支援 (1週間～1か月) (10月19日～11月11日頃)	10-1	災害ボランティアセンターの開設・運営	時間の経過とともにボランティアの数も減少することが多いため、継続的な呼びかけを実施する。
	10-2	罹災証明書の交付	罹災証明書の交付を行う際には、第2次調査や再調査が可能であることを十分に周知する。再調査に基づく判定結果については、理由とともに被災者に示す。
	10-3	被災者生活再建支援金支給申請書の受理	被災者に対し、制度に関する情報提供をするともに円滑な窓口対応(支給申請書の内容や必要書類の確認等)を行う。
	10-4	その他被災者支援策の実施	各種税・保険料・負担金・保育料・水道料金等の減免・徴収猶予等の特例措置について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	10-5	その他被災者支援策の実施	各種見舞金の支給について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	10-6	その他被災者支援策の実施	災害援護資金の貸付について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	10-7	その他被災者支援策の実施	事業者向け各種融資制度について、遅滞なく実施のための体制を構築し、事業者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
	10-8	その他被災者支援策の実施	家屋の公費解体について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。
<b>【フェーズ11】</b> 被災者支援 (1か月～3か月) (11月12日～令和2年2月頃)	11-1	その他被災者支援策の実施	義援金募集・配分について、遅滞なく実施のための体制を構築し、被災者への周知を行うとともに、適切に事務を遂行する。

注：上表左端の時系列の括弧書きの日時情報は、東日本台風時の実際の日時を示している。



### 3-3. 総合資料より得られた課題

理想のタイムラインを踏まえて、総合資料から得られる情報を用いて、フェーズ毎に課題を抽出した。

なお、表 15 に示すように、分野によっては複数のフェーズにまたがって登場する場合もあるため、フェーズのどの分野であるかを示すために、表 15 で示す番号を分野に付記する。

#### ■フェーズ毎の評価

##### (1) フェーズ1 (台風上陸 4 日前から 24 時間前)

###### ① 1-1: 避難所運営体制の確立

- 6 箇所の指定避難所の開設を事前に決定し情報発信したが、発災当日に合計 31 箇所(指定避難所 26 箇所及び西貝塚環境センターを含む補助的な避難所 5 箇所)の避難所開設となった。早期からの適切なタイミングでの適切な数での避難所開設とは結果的にはならなかった。

##### (2) フェーズ2 (上陸 24 時間前～荒川水位レベル 1)

###### ① 2-13: 地域の民間事業者等と連携した水防活動

- 荒川からの洪水や内水氾濫に備えて、道路の通行止めや樋管の閉鎖が実施された。道路の通行止めが開始されると避難所への移動が困難となる地区も出てくるが、避難のタイミング、避難経路、避難場所等について、市民は自ら事前に検討し把握しておくべきである。そのためには、事前にハザードマップ等の情報提供が望ましい。

##### (3) フェーズ3 (荒川水位レベル 1～2)

###### ① 3-3: 避難所運營業務

- 東日本台風上陸当日においては、前日から予定していた 6 箇所の避難所以外の避難所も随時追加開設された。また、近くに避難所がない等の市民からの問い合わせが殺到したこともあり、指定避難所以外の施設も補助的な避難所として支所等が 5 箇所開設された。指定避難所でない施設も避難所として開設する必要があったことは、指定避難所の設定に見直しが必要と考えられる。

##### (4) フェーズ4 (荒川水位レベル 2～3)

###### ① 4-3: 要配慮者等の避難の有効性の確保

- 荒川、江川、芝川、鴨川沿いの 30 地区に対して、避難準備・高齢者等避難開始が発令されたが、市が準備した避難行動要支援者名簿に基づいた個別の要支援者に対する避難支援は実施されなかった。

## (5) フェーズ5 (荒川水位レベル 3~4)

### ① 5-1: 独立した災害対策本部事務室の確保

- 上尾市地域防災計画では、警戒レベル 4 の場合に災害対策本部を設置されることとなっているが、警戒レベル 4 相当の情報が荒川上流河川事務所から出されたタイミングで、災害対策本部が設置され、会議が開催されている。しかし、会議の開催場所は本庁舎 7 階の大会議室、一方、事務室は本庁舎 4 階の危機管理防災課を利用しており、機能性の高い災害対策本部の場所確保はできていなかった。

## (6) フェーズ6 (荒川水位レベル 4~台風上陸)

### ① 6-2: 避難所運営業務

- 各避難所の避難者数をみると、前日から開設を予定していた 6 箇所の避難所には多くの市民が避難していることが示されている。一方、当日開設の避難所の多くは、避難者数は少なく、避難者数が一桁や無しの避難所も多くみられる。風水害による避難であるため、浸水の恐れのある地区の市民を中心に避難行動を取ったものと想定されるが、前日からの避難所開設のアナウンス効果によって 6 箇所の避難所に避難が集中したものと考えられる。一方、当日に五月雨式に新たな避難所開設のアナウンスを行ったが、効果は弱かったと考えられる。

## (7) フェーズ7 (台風上陸~上尾市内の浸水)

### ① 7-3: 避難所運営体制の確立

- 避難所の閉鎖に関しては、翌日未明に閉鎖されたケースが非常に多い。翌日の朝までに避難所から多くの市民は帰宅したため、早めの閉鎖判断となったものと考えられる。
- 荒川の河川水位データを見ると、太郎右衛門橋水位観測所(川島町)のピークは 10 月 13 日 3 時ごろであったが、避難者の行動をみると、13 日未明には一旦避難所から帰宅しながらも再び避難所に戻ってくる場合もあったため、避難所の閉鎖のタイミングは少し早すぎた可能性がある。

## (8) フェーズ8 (荒川水位レベル下降)

### ① 8-2: 災害ボランティアセンターの開設・運営

- 本市、上尾市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)、ボランティア団体が連携を取りボランティアの活動支援体制を速やかに整える必要があるが、本市と社会福祉協議会の役割分担や位置づけが明確でなかったため、円滑な対応が困難であった。

### ② 8-3: 応急救助の実施に向けた準備

- 災害救助法の救助項目ごとに、各部署で実施体制を敷く準備の必要があったが、準備が不十分で整っていなかった。

**(9) フェーズ9 (被災者支援) (被災後～1 週間)**

**① 9-12:その他被災者支援策の実施**

- 荒川の水位レベルが低下し、復旧・復興のフェーズに入ったところで、被災者支援を中心として様々な活動(被害認定調査の実施、罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金の説明・申請受理、道路清掃、土砂撤去、災害ボランティアセンターの運営等)が実施されている。災害救助法や被災者生活再建支援法に則った被災者支援を実施しているが、災害救助法の適用は発災日(令和元年 10 月 12 日)から一週間ほど遅れて発表(10 月 19 日)されたため、市民が自前で汚泥の撤去等の復旧作業を既に着手していた場合もあった。

**(10) フェーズ10 (被災者支援(1 週間～1 か月))**

**① 10-1:災害ボランティアセンターの開設・運営**

- 災害ボランティアセンターは 10 月 15 日に平方支所に開設され、延べ人数 621 人が参加したが、11 月 15 日に閉鎖された。参加人数は時間経過とともに減少するので、継続的な呼びかけの必要があった。

**② 10-2:罹災証明書の交付**

- 10 月 28 日より、罹災証明書の送付を開始したが、交付された罹災証明書に不服のある市民に対して、第 2 次調査や再調査が可能であることを十分に周知する必要があった。

**③ 10-3:被災者生活再建支援金支給申請書の受理**

- 被災者生活再建支援金の支給は被災者生活再建支援法人が行うが、支給まで 3～4 か月かかることから、申請に必要な書類(罹災証明等)の提供を速やかに行う必要があった。

**(11) フェーズ11 (被災者支援(1 か月～3 か月))**

**① 11-1:その他被災者支援策の実施**

- 発災後概ね 2 か月ほど災害廃棄物の回収・運搬に時間を要した。

## 第4章 アンケート等関連事項

### 4-1. 関連部署アンケート調査

第3章では、総合資料を用いて、降雨量や河川水位等の実際に起こった現象や行政等の災害対応についての情報を時系列に整理した。本章では、総合資料だけでは見えてこなかった課題をさらに掘り起こすために、東日本台風時に実際に災害対応活動に関わった関連部署を中心にアンケート調査を行った。そして実際にとった行動と本来とるべき行動の差に着目して、災害対応に関する課題を抽出した。

#### 4-1-1. 関連部署アンケート資料の作成

アンケートで確認する事項としては、今後の災害対応検証に活かせるよう次の5項目とした。

##### ① 問1: 実際の行動

令和元年東日本台風対応時、「とるべき行動<sup>※</sup>」の行動内容に対して、実際はどのように行動されましたか？とった行動の概要と行動をとったタイミングを教えてください。

##### ② 問2: 理想との違い

令和元年東日本台風対応時の行動について、「とるべき行動」との違いは何でしょうか？また、なぜそのような違いが生じたのでしょうか？(違いがほぼ生じていないのであれば、「違いなし」と回答ください。)

##### ③ 問3: 課題

「とるべき行動」に示されるような理想の行動を今後の災害時に実行するためには、どんな課題がありますか。

##### ④ 問4: 課題解決への方策

課題(問3での記述)を解決することについて、どんな方策がありますか？具体的方策やなにかアイデアがありましたら、教えてください。

##### ⑤ 問5: 方策(問4での記述)の実施時期について、想定される実施時期があれば、短期(概ね1年以内に実施)もしくは中長期(それ以降)で時期を教えてください。

※とるべき行動: 総合資料に記載されている理想のタイムラインとの関連から導かれる災害対応時にとるべき行動をいう。

#### 4-1-2.関連部署アンケート対象者の選定

アンケート対象者(本部・専門活動班、関係各課、関係団体)は以下のとおりである。

- ・本部・専門活動班(危機管理防災課、避難所班)
- ・関係各課(秘書政策課、広報広聴課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課、総務課、職員課、保育課、福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課、市民課、保険年金課、交通防犯課、生活環境課、商工課、西貝塚環境センター、建築安全課、河川課、道路課、業務課、下水道施設課、学務課)
- ・関係団体(社会福祉協議会)

上記のアンケート対象者は、災害対応の各所管の行動や、避難所での行動を詳細に把握するために必要な関係者を含む組織であることを基準に選定したものである。



#### 4-1-4.関連部署アンケート結果より得られた課題

アンケート調査結果を用いて、フェーズごとにおける「実際に行った行動」と「とるべき行動」に相違が生じている点に着目しつつ、課題抽出を行った結果を以下に示す。

なお、前章と同様に、分野によっては複数のフェーズにまたがって登場するので、フェーズのどの分野であるかを示すために、表 15 の理想のタイムラインで示す番号を付記する。

##### (1) フェーズ1 (台風上陸 4 日前～24 時間前)

###### ① 1-5:誰もが容易に入手できる防災情報の発信

- 停電時やインターネット環境を持たない市民・避難者への情報提供をどのように行うか決めておくとともに、日頃から想定した訓練を行っておくべきである。
- 想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域のハザードマップに更新するとともに、WEB 版など市民が利活用しやすい形式で公開する必要がある。

###### ② 1-6:避難所運営体制の確立

- 開設避難所の不足やメディアでの報道もあり、市民から避難先に関する問い合わせが殺到し、事前に開設を予定していた 6 箇所の避難所では不足する見込みとなり、五月雨式に合計 31 箇所を開設したことから、避難所の開設基準、運用基準の見直しの必要がある。
- また、避難所の配置の適正化についても検討する必要がある。

##### (2) フェーズ2 (上陸 24 時間前～荒川水位レベル 1)

###### ① 2-1:水害を踏まえた職員等の参集体制の確保

- 各部次長や避難所班など、緊急連絡する可能性の高い職員の緊急連絡先を事前にまとめておくとともに、電話では不通となる可能性があるため、メールやアプリケーションでの通知手段を確保するべきである。

###### ② 2-8:避難所運営体制の確立

- 市外在住者の参集においては、電車通勤の班員は避難所に来る術がない等、避難所到着までに障害が多かったため、職員の自宅と避難所の距離を勘案した班員構成を検討する必要がある。
- 自主防災会に協力要請するための災害の規模の基準を設定すべきである。
- 事前に役割を決めていなかったため、本部詰職員が避難所の情報収集を行うこととなったことから、避難所の情報収集を行う担当を決めておく必要がある。

###### ③ 2-12:地域の民間事業者等と連携した水防活動

- 樋管閉鎖が長時間に及んだため、操作員の負担が大きく、一時的に操作員と連絡が取れなかった等、高齢化が進んでいることもあって水防活動(樋管操作)において地元操作員への負担が大きいことから、今後、地元会社等への委託も検討していく必要がある。

### (3) フェーズ3 (荒川水位レベル 1~2)

#### ① 3-1:各種情報の収集、分析体制の強化

- 市民からの問い合わせ電話に忙殺され、情報の収集、整理、分析が十分に実施できなかったことを踏まえ、災害対策本部等に専門班を設置する必要がある。また、河川・気象情報のほか住民や消防等の関係機関との情報の重要性・緊急性・優先順位付けを専門班が行う必要がある。

#### ② 3-3~3-7:避難所運営業務

- 避難所班が、どのように避難所を開設すればよいか事前に把握できていなかったため、有事に的確に避難所を開設できるようにしておくべきである。
- 少人数の職員でやるべきことが多かったため、開設作業を効率化する必要がある。
- 本部からの無線で周辺の避難所に対し、一斉に指示・確認を行うべきである。
- 衛生管理・健康管理に関する専門知識が必要である。
- 保健師・看護師がおらず、体調不良者に対して適切な対応がとれなかったため、対策が必要である。
- 衛生管理については通常の手洗い以外は行わなかった。ライフラインの途絶や集団生活の中での感染症や食中毒防止の観点から、衛生管理、健康管理に取り組むことが求められる。
- ペットの避難スペースについては、マニュアル内で想定していたスペースの確保が困難な場合や、ペットが飼い主から離れた際のペットの鳴き声などの対応が必要となったことから、ペットの避難スペースのあり方について検討すべきである。

### (4) フェーズ4 (荒川水位レベル 2~3)

#### ① 4-3:要配慮者等の避難の有効性の確保

- 市では避難行動要支援者名簿を活用した個別の避難支援は実施しておらず、また、自主防災会が避難支援に避難行動要支援者名簿を活用したかについて把握できていないため、今後は、要支援者名簿を使用した具体的な避難支援方法(個別支援計画等)を確立する必要がある。

### (5) フェーズ5 (荒川水位レベル 3~4)

#### ① 5-1:独立した災害対策本部事務室の確保

- 独立した空間で、かつ必要な広さや資機材がそろっている災害対策本部事務室が確保されておらず、平常の執務室が本部事務室となった。本部に従事する職員の通信設備や事務用品、端末がなく、非常用電源の電気供給もないため、各種設備を改修する必要がある。さらには、本部事務室を構えるスペースの配置自体も見直すべきである。



## (6) フェーズ6 (荒川水位レベル 4~台風上陸)

### ① 6-1:長期化を踏まえた職員動員体制の検討

- 職員の交代制に関する検討が不十分であったことから、災害の長期化に備えて、交代も見越した災害対策本部体制の構築や、参集する各部各課における食事・休息の徹底等、健康管理にも配慮すべきである。

### ② 6-2~6-3:避難所運營業務

- 温かい食事の提供については、電気湯沸かしポットの不足や発電機・調理器を稼働できるスペースがないといった問題があった。また、風水害の一時避難時に一律に温かい食事を配ることについては、今後の対応を検討する必要がある。
- 簡易ベッドやマットなどの備蓄品は、配備されていない避難所も多く、体育館が所有するマットにブルーシートを敷くといった利用となったため、物資の十分な配備が求められる。また、保管できる場所が足りない現状への対応も検討する必要がある。

## (7) フェーズ7 (台風上陸~上尾市内の浸水)

### ① 7-1~7-2:報道機関への対応ルールの明確化

- 本部内に広報担当者の位置付けはなく、窓口の一元化も行わなかったため、取材対応は電話に出たものが行ったことから、今後は広報・報道体制の仕組みが必要である。

## (8) フェーズ8 (荒川水位レベル下降)

### ① 8-1:長期化を踏まえた職員動員体制の検討

- 市内での風雨が収まったタイミングで災害対策本部を解散し、警戒体制で被災者の支援に臨むこととし、必要な職員を残して継続して対応に当たっていた。しかし、災害対策本部の人員縮小化が対応を止めたという受け取り方をされ、マスコミからも批判を受けた。今後は、災害対策本部は応急から復旧、被災者支援のフェーズまで継続的に持続していくべきものと認識し、交代も見越した、持続可能な本部体制について検討する必要がある。

### ② 8-2:災害ボランティアセンターの開設・運営

- 社会福祉協議会にとって災害ボランティアセンター開設は今回が初めてであり、13日には本市の災害対策本部が解散していたため、関連部署との調整不足のまま社会福祉協議会が現地調査等を進めた。そして関連部署との調整会議の結果、15日に遅れて設置が決定された。社会福祉協議会災害対策本部の設置基準や役割等について、社会福祉協議会において検討する必要がある。

### ③ 8-3:応急救助の実施に向けた準備

- 事前に所管部署が決まっていない救助項目があり、10月21日の緊急次長会議(被災者支援調整会議)で急遽対応を依頼することとなったため、救助項目ごとの所管部署と対応フローを事前に決めておくとともに、災害対策本部で応急救助を含む被災者支援策全般の調整を行う体制を検討する必要がある。

## (9) フェーズ9(被災者支援)(被災後～1週間)

### ① 9-1:受援体制の整備

- 災害対策本部内に受援担当者を置かなかつたため、危機管理防災課が各課の応援ニーズを把握するなど業務的な負担が大きかつたことから、災害対策本部内に受援担当者を決めておくべきである。

### ② 9-3:災害ボランティアセンターの開設・運営

- ボランティア募集については、災害ボランティアセンター開設当初は市内災害ボランティア団体、災害ボランティア登録者への個別電話連絡による募集を先行させ、次第にHPで近隣市町住民への募集を行いながら、並行して地元自治会との連携を行った。災害ボランティアセンターの運営方法については、必要な運営スタッフの確保や水害に必要な支援・資材の知識向上、設置場所・資材調達先など、事前に取り決めておくことについて検討する必要がある。

### ③ 9-5:被災者台帳の作成

- 被災者台帳は、資産税課が作成した罹災証明書発行台帳を転用して全庁で共有できていた。一方で、法定事項を網羅した被災者台帳作成が可能な「被災者支援システム」を導入していたものの、災害規模に応じた対応ができなかつた。よつて、被災者支援台帳の活用や閲覧に関する内部調整・周知を図り、利用する部署間で情報を共有する仕組みを検討する必要がある。

### ④ 9-6:被災者台帳の利用

- 被災者支援策によっては、二者択一のものや密接に連携が必要なものもあるため、支援の進捗については共有の被災者台帳に記録させるべきである。

### ⑤ 9-9:住家被害認定調査の実施

- 被害認定調査の調査員の経験が不足していたので、経験や知識を有する調査員が必要である。
- 罹災時の調査についての住民への事前周知が必要である。

### ⑥ 9-16:必要書類の準備(災害救助法の適用)

- 必要書類である避難者名簿が作成されていない避難所があつたほか、毛布等の物資配布枚数等が不明確であつたため、避難者名簿作成及び使用した物資の数量把握の徹底が必要である。

### ⑦ 9-17:仮置場の確保(災害廃棄物)

- 災害廃棄物の発生を予測し被災翌日に仮置場を確保したが、今後は、仮置場からの積込、運搬手段、置場の管理(ごみ分別、便乗ごみの警戒)をはじめ、正確な被災状況・情報の伝達、処理困難物の受入施設の確保、処理費用確保、契約の迅速性、被災家屋への直接支援のための人材、資機材の確保などを検討する必要がある。

**⑧ 9-19:災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理及び再生利用**

- 西貝塚環境センターでは処理不能な廃棄物の取扱い、保管先の確保に苦慮した。処理不能な災害廃棄物の取扱いについて検討が必要である。
- 仮置場の設置は計画通りであったが、被災家屋への直接支援は長期(2 カ月)に及んだ。長期に及ぶ被災者支援方法について検討する必要がある。

**⑨ 9-22:災害廃棄物処理支援ネットワークの利用**

- 処理経験のない廃棄物の対応について検討が必要である。
- 被災家屋への直接支援のための人材、資機材の確保について検討が必要である。

**(10)フェーズ10(被災者支援)(1週間~1か月)**

**① 10-1:災害ボランティアセンターの開設・運営**

- ニーズの減少に伴い、災害ボランティア団体や自治会等と調整を図り、必要数のボランティアを確保したが、長期にわたる支援が必要な場合のボランティアへの情報発信方法を検討する必要がある。

**② 10-4~10-8:その他被災者支援策の実施**

- 災害時の市内事業者の事業継続を支援(事業者独自のBCP策定等)するため、国・県、商工会議所と連携が必要である。

**(11)フェーズ11(被災者支援)(1か月~3か月)**

**① 11-1:その他被災者支援策の実施**

- 義援金募集については、10月25日に市HPにてふるさと納税等の周知を開始するとともに、11月1日からは市独自の義援金募集を開始し、市HPや各種イベントで周知・募金活動を実施した。配分についても極力遅滞無く実施し、市HPでの周知や対象者への通知を実施した。今後も研修を行うなどして、事務や制度の引継ぎを行っていく必要がある。

## 4-2. 災害直後アンケート調査

### 4-2-1. 災害直後アンケートの実施

災害発生後すぐに実施されたアンケート調査結果についてとりまとめる。

本アンケート調査は、災害直後ながらも、東日本台風の災害対応に関して速やかに情報収集するとともに、災害対応を通じて得た知見や経験についての備忘録として、今後の災害対応の検証に役立てることを目的に実施したものである。

#### (1) アンケート調査対象者

- ① 自主防災会 117 地区
- ② 指定避難所 26 箇所
- ③ 危機管理防災課
- ④ 本部員・本部事務局員 34 人
- ⑤ 専門活動班 7 組織
- ⑥ 部内応援職員（総務部）8 人
- ⑦ ボランティアセンター（社会福祉協議会、福祉総務課）

#### (2) アンケートの設問

各対象者へのアンケートの設問を以下に示す。

表 17 対象者と設問内容（1/2）

対象者	設問内容
自主防災会(117地区)	1-1:貴自主防災会では、上尾防災ホットラインでの「避難所開設情報」を受けて、情報伝達を行いましたか？
	1-2:どのように行いましたか？(自由記入)
	1-3:伝達の結果、地区内の住民のどこまで情報が伝わりましたか？
	2-1:貴自主防災会では、あげお防災ホットラインの「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」を受けて、情報の伝達や避難誘導等を行いましたか？
	2-2:どのように行いましたか？(自由記入)
	2-3:伝達の結果、地区内の住民のどこまで情報が伝わりましたか？
	3-1:貴自主防災会では、あげお防災ホットラインの「警戒レベル4 避難勧告」を受けて、情報の伝達や避難誘導等を行いましたか？
	3-2:どのように行いましたか？
	3-3:伝達の結果、地区内の住民のどこまで情報が伝わりますか？
	4-1:その他、ご意見あればご記入ください(自由記入)
指定避難所(26か所)	Q1: 避難所・一時滞在施設名を教えてください。
	Q2: 何時に開設しましたか。
	Q3: 何時に閉鎖しましたか。
	Q4: 参集した職員(避難所での役職含む)と参集時間を教えてください。
	Q5: 避難者数を教えてください。(可能ならば、時間の経過と人数の変化を)
	Q6: 使用した物資とその数を教えてください。(わかる範囲で)
	Q7: 避難してきたペットの種類(犬の場合は大きさ)と数を教えてください。(わかる範囲で)
	Q8: 何か困りごとはありましたか。
	Q9: 避難者からの意見・要望がありましたらお願いいたします。
	Q10: 避難所班としての要望・意見等ありましたらお願いいたします。

表 17 対象者と設問内容 (2/2)

対象者	設問内容
危機管理防災課	反省・所感(様式自由)
本部員・本部事務局員(34名)	Q1: 東日本台風が来る前日まで、所管する所属にどのような指示をしましたか。 Q1-2: Q1でお答えいただいた対応について、反省点などありましたら教えてください。 Q2: 東日本台風が来た当日は、所管する所属にどのような指示をしましたか。 Q2-2: Q2でお答えいただいた対応について、反省点などありましたら教えてください。 Q3: 東日本台風が去ったあと、所管する所属にどのような指示をしましたか。 Q3-2: Q3でお答えいただいた対応について、反省点などありましたら教えてください。 Q4: 緊急対策会議・災害対策本部会議について、御意見等ありましたら教えてください。 (インフォメーションに添付の会議録参照) Q5: 被災者支援調整会議について、御意見等ありましたら教えてください。 Q6: 今回の災害対応、被災者支援のほか、防災体制などにおける危機管理防災課への御意見、御要望、御提案等ありましたら教えてください。
専門活動班(7組織)	Q1: 貴所属では、東日本台風が来る前日までどのような準備をしていましたか。(出動体制の構築、所管施設への連絡等) Q1-2: Q1でお答えいただいた対応について、反省点などありましたら教えてください。 Q2: 貴所属では、東日本台風が来た当日は、どのような対応をしましたか。 Q2-2: Q2でお答えいただいた対応について、反省点などありましたら教えてください。 Q3: 貴所属では、東日本台風が去ったあと、どのような対応をしましたか。 Q3-2: Q3でお答えいただいた対応について、反省点などありましたら教えてください。 Q4: 【被災者支援を行った所属のみお答えください】貴所属では、被災者にどのような支援を行いましたか。 Q4-2: Q4でお答えいただいた支援について、反省点などありましたら教えてください。 Q5: 今回の災害対応、被災者支援のほか、防災体制などにおける危機管理防災課への御意見、御要望、御提案等ありましたら教えてください。
部内応援職員(8名)	Q1: 東日本台風が来た当日、去った後の対応について、反省点、危機管理防災課への御意見、御要望、御提案等ありましたら教えてください。 Q2: 今後の災害対応における体制構築、運営等について、御意見、御要望、御提案等ありましたら教えてください。
ボランティアセンター(社会福祉協会、福祉総務課)	1:立ち上げ 1-1:市との連携 1-2:立ち上げのタイミング 1-3:場所の確保 1-4:資材の確保 2:運営 2-1:指示系統 2-2:人員の確保 2-3:ニーズについて 2-4:ボランティア募集、調整 2-5:社協内の情報共有 2-6:資材管理、受け渡しについて 3:終結・閉鎖 4:その他

※あげお防災ホットライン：市内の自主防災会長等を対象として、災害時には自動音声による緊急電話連絡を行う仕組み

### (3) アンケート対象者別の回答結果の概要

#### ■自主防災会(117地区)

- ・防災無線の音量不足で市民に聞こえなかった。各戸へ直接連絡する仕組みが必要であった。代替手段として、地域 FM ラジオのような仕組みの導入が必要であった。
- ・避難所の防災備品が不足していた。
- ・避難所開設と閉鎖のルールが不明確だった。
- ・避難所の運営関係者にとって、どの避難所に何人避難といった避難情報がほしかったし、あお防災ホットラインの周知も必要であった。

#### ■避難所(26箇所)(避難所班)

- ・避難所で高齢者や要介護者対応ができなかった(医療職の人材がない、保健師、介護士がない等)。
- ・高齢者等にとって、トイレが遠い場所だと不便で危険であった。新設トイレや簡易トイレの必要性は高い。
- ・各避難所に4、5人の職員が必要であった(配備される職員数が少ないため、職員が休めない、食事がとれない等)。
- ・他の避難所との情報共有が必要であった。LINE での市からの情報提供はよかった。ある避難所が満員となっても、その情報が市のHPにすぐには反映されなかった。
- ・ラジオ等の避難者向けの情報収集媒体が必要であった。
- ・防災備蓄品が不足していた(毛布、寝袋、米、水、避難者名簿用紙、ブルーシート、長靴、ハンガー、玄関マット、雑巾、タオル、虫対策等)。
- ・避難所開設決定判断を前倒ししないと、避難所開設の準備する余裕がない。

#### ■危機管理防災課

##### ○市の対応

- ・情報処理が追い付かない状況だった(状況把握、電話対応、連絡等)。

##### ○市の組織体制

- ・リアルタイムの情報共有や連携はできなかった。
- ・場当たりの指示で行動しており、危機管理防災課がすべての機能を果たすのは無理があった。

##### ○情報伝達

- ・避難所開設情報がうまく伝わらなかったために、避難者数の偏りが出た。

##### ○避難所開設・運営

- ・風水害時に開設しない予定の避難所に避難者が来ており、地震時と水害時の避難所開設についての市民への説明が必要であった。また、近くに避難所がないという苦情が多数あったし、車での避難者が多く駐車場が不足した避難所もあった。避難所開設の過不足について検討が必要である。
- ・ペット避難については、ペットを受け入れることが可能かどうかの周知が必要であった。

- ・職員だけの避難所運営では、人員不足になる避難所があった。
- ・調理不要の食糧の備蓄が必要であった。

#### ○被災者支援

- ・復旧復興を見据えたマニュアルが必要であった。
- ・被災者支援全般の進捗管理のための特命班が必要であった。
- ・災害救助法適用後の本市の災害対応において、本来の事務分掌ではない部局が対応するなどの課題があった。

#### ○総括

- ・危機管理防災課の災害対応業務の分業について検討が必要であった。

#### ■災害対策本部員・本事務局員(34人)

- ・災害対策本部の解散のタイミング、緊急対策会議や災害対策本部会議の参集のタイミングは再検討が必要であった。解散せずしばらく規模を縮小する等の対応を実施すべきだった。
- ・危機管理防災課の勤務体制は、交代制が必要であった。
- ・被害調査の重要性について、職員間で認識を高めるべきだった。
- ・台風後も復旧まで相当な時間がかかることから、平時の綿密な災害対応策の見直しや、普段からの職員の防災訓練が必要であった。
- ・災害後の復旧資材の調達方法を事前に確認する必要があった。
- ・非常体制1号と2号、およびその中間の職員配備の検討が必要であった。
- ・被災状況把握と被災者支援についての検討が必要であった。
- ・避難所に対する一元化された情報収集と情報発信が必要であった。

#### ■専門活動班(7組織)

- ・防災無線は聞き取れず役に立たなかった。インターネットやFMラジオが代替になった。
- ・福祉避難所開設の手順や職員の参集の動き等、多くの課題があった。
- ・非常時職員配備体制、配備指令、参集場所がわかりづらかった。
- ・外国人には緊急メールの漢字が読めない人がいた。
- ・各課の復旧時の人員不足のため、所掌事務の見直しが必要であった。
- ・災害はこれまで震災を主にイメージしており、水害ではなかったため、課題が多い。
- ・被災者からの各種質問に答えられるワンストップの体制が必要であった。
- ・通行止めや冠水状況などの調査を一元管理するべきであった。
- ・災害の種別に沿った災害対応の見直しが必要であった。
- ・避難所の開設が遅れたり、警戒体制の解除が早すぎた。

#### ■部内応援職員（総務部）（8人）

- ・避難所の後片付けにかなりの労力を要したので、非常体制解除後も少ない人数でも職員は残すべきであった。
- ・早めの避難所開設の決定と避難所開設情報の市民への周知が必要であった。
- ・避難所の関係者間での備蓄倉庫や車両の鍵の管理方法の周知が必要であった。

#### ■ボランティアセンター（社会福祉協議会と福祉総務課）

- ・災害対策本部が早期に解散したため市の連絡調整窓口が不明確だったが、社会福祉協議会と福祉総務課で協議して、社会福祉協議会はボランティアセンターの開設を協議した。
- ・ボランティアセンターでは、駐車場、資材置き場、受付等のマッチング場所の確保が必要であった。
- ・ボランティアセンターでは、オリエンテーション等のボランティアを送り出すための準備がほとんどできなかった。
- ・SNSの活用を進めて、情報発信や共有ができるようにすべきだった。
- ・資材管理は一元化するべきだったし、近隣の学校から借りることも考える必要があった。
- ・ボランティアが行うべき活動範囲が不明瞭であった。



#### 4-2-2.課題の抽出

災害直後のアンケート対象者別のアンケート結果を踏まえて、以下に課題を抽出し、類似するテーマで分類して整理した。

##### ○情報伝達

- ・防災無電と広報車は東日本台風上陸時には聞こえなかった。
- ・一部の自主防災会では、あげお防災ホットラインが周知されていないとの指摘があった。
- ・避難所班職員等の連絡体制の構築が不十分であった。

##### ○資機材備蓄

- ・避難所において、毛布、寝袋、雑巾、タオル等の備蓄が不足した。
- ・ボランティアセンターでは、ボランティア向けの道具の手配が必要である。

##### ○避難行動

- ・避難する際の移動の安全確保が必要である。

##### ○避難所情報

- ・備蓄量、高齢者対応、ペット対応等の情報が入手できなかった。

##### ○トイレ

- ・避難所によっては、使えないトイレがあった。
- ・トイレの位置が遠い場合や、行くのに風雨等で危険が伴う場合があった。

##### ○市の組織体制

- ・危機管理防災課に職務が一極集中した。分散が必要である。
- ・市民からの問い合わせが集中し電話がつながりにくい状況であった。

##### ○避難所の開設・運営・閉鎖

- ・職員数の不足が生じた。
- ・校舎や倉庫やトイレの鍵の所在が、職員ではわからない場合があった。
- ・避難所によっては、避難者の集中や備蓄物資の不足が生じた。
- ・避難者名簿が作成されなかった避難所があった。
- ・避難所によっては要配慮者対応に苦慮する場合があった。

##### ○災害対策本部の設置・解散

- ・災害対策本部の解散のタイミングについて明確な基準はなかったので、検討が必要である。
- ・災害対策本部の設置場所が不明確であった（会議開催場所と事務室が別々）。
- ・災害対応の長期化に備えて、職員のシフト制の導入が必要である。

##### ○マニュアルの策定・改定

- ・復旧復興のためのマニュアルが必要である。
- ・避難所開設と閉鎖のルールを明確化するなどした避難所に関するマニュアルが必要である。

##### ○ボランティアセンターの運営

- ・社会福祉協議会にとって、ボランティアセンターの開設や運営等を協議する市の窓口が不明確であった。

### ○市民の避難行動

- ・車による避難が多かったため、避難所の駐車場が不足した場合があった。

### ○復旧復興に向けての被災者支援

- ・被災者からの問い合わせに答えるワンストップの窓口が市に必要である。
- ・被災者支援全般の進捗管理を行う担当を決めておくべきである。
- ・災害救助法適用後の本市の災害対応業務は、事務分掌に沿って各課が適切に実施していくことが必要である。

## 第5章 検証結果関連事項

### 5-1. 検証結果の概要

第3章では、総合資料をベースに抽出した課題をフェーズと分野を紐づけして分類整理した。同様に第4章も、関連部署アンケート調査結果から抽出した課題をフェーズと分野を紐づけして分類整理するとともに、災害直後アンケート調査結果から抽出した課題も分類整理している。

本章では、第3章と第4章の両方の整理結果を統合し、フェーズと分野で課題を分類し、各課題に対する対策を対応方針案としてとりまとめた。

### 5-2. 課題と対応方針案

フェーズと分野で分類した、課題と対応方針案を以下に示す。

なお、課題の出所を示すため、課題の直後に

【総合資料】	第3章の総合資料から抽出した課題
【関連部署アンケート】	第4章の関連部署アンケートから抽出した課題
【災害直後アンケート】	第4章の災害直後アンケートから抽出した課題

を記載した。複数の記載がある場合は、その課題の出所が複数にまたがっていることを示している。

また、対応方針案の直後に示す、短期、中長期の意味は、

【短期】	概ね1年以内に実施
【中長期】	上記以降に実施

であり、実施時期の目安を示している。

(1) フェーズ1 (台風上陸 4 日～24 時間前)

① 誰もが容易に入手できる防災情報の発信

課題	対応方針案
○台風上陸時は、風雨が強いために屋内では防災無線も広報車も音が聞こえなかった。【災害直後アンケート】	○防災無線や広報車以外の広報手段として、SNS やテレビやラジオ等による情報発信が実施されていることの周知を図る。【短期】
○停電時やインターネット環境を持たない市民への情報提供方法を決めておくべきである。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】	○地域コミュニティの活用も含めて情報発信や情報伝達の方法を検討する。【中長期】
○ハザードマップのWEB 版など市民が利活用しやすい形式での公開が必要である。【関連部署アンケート】	○ハザードマップを想定最大規模降雨の浸水想定区域を使用したものに更新するとともに、WEB 版ハザードマップを公開する。【短期】
○多数の通行止めが発生する中、避難所までのアクセス性が確保できていたか確認が必要である。【総合資料】 ○避難時の移動の安全確保が必要である。【災害直後アンケート】	○市民が自らの避難路を事前に設定しておく必要性の周知を図るとともに、設定に必要な情報提供を行う。【中長期】 ○ハザードマップやマイ・タイムラインの周知を図るとともに、防災についての市民の意識向上を図る。【中長期】
○あげお防災ホットラインの周知が必要である。【災害直後アンケート】	○自主防災会に対して、あげお防災ホットラインの周知と訓練(年1回以上)を実施する。【短期】

② 避難所運営体制の確立

課題	対応方針案
○事前に 6 箇所の避難所開設を決定し情報発信したが、発災当日に他の多くの避難所が追加して開設された。【総合資料】【関連部署アンケート】 ○メディアでの報道もあり、市民から避難先に関する電話が殺到したため、避難所の開設箇所数の不足が生じた。【関連部署アンケート】	○優先開設する避難所の箇所数の増加を検討するとともに、東日本台風と同規模の台風が接近してくる場合には、すべての避難所を開設するなど、開設基準を見直す。【短期】 ○避難所の配置と運用の見直しを行う。【中長期】
○避難所の資機材の十分な備蓄が必要である。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】	○導入済みの国の物資調達・輸送調整等支援システムを用いるなどして、備蓄物資の調達等の災害時初動対応の迅速化を図る。【中長期】

(2) フェーズ2 (上陸 24 時間前～荒川水位レベル 1)

① 水害を踏まえた職員等の参集体制の確保

課題	対応方針案
○電子的な連絡網(一度の操作で全員に連絡が行き渡る等)が不可欠である。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】	○スマートフォン等でのメールやグループウェア等の SNS での職員間の情報共有の仕組みを導入する。【短期】

② 避難所運営体制の確立

課題	対応方針案
○自主防災会に協力要請する際の判断基準を明確にするべきである。【関連部署アンケート】	○画一的なルール化は困難であるため、避難所運営会議の中で普段から連携をとり、自主防災会への声掛けのタイミングを個々に決めておく。【短期】
○校舎、トイレ、倉庫等の鍵の所在を職員がわかるようにするべきである。【災害直後アンケート】	○画一的なルール化は困難であるため、避難所運営会議の中で普段から連携をとり、鍵の管理方法を個々に決めておく。【短期】
○避難所班の現地到着には時間を要することがあるため、避難所班員の参集時間短縮が必要である。【関連部署アンケート】 ○市外在住の職員は遠距離のため物理的に到着が遅れてしまう。【関連部署アンケート】	○避難所の班員の割り当ては、できるだけ班員の住む場所や避難所までの距離に配慮して決める。【短期】
○本部詰職員の明確な役割分担が必要である。【関連部署アンケート】	○災害対策本部設置運営マニュアルを作成し、本部内の役割分担を明確化する。【中長期】
○避難所に配備された職員数に不足が生じないようにするべきである。【災害直後アンケート】	○避難所の適正な職員数の配備について検討する。【中長期】

③ 地域の民間事業者等と連携した水防活動

課題	対応方針案
○樋管閉鎖が長時間に及んだため、操作員の負担が大きい。【関連部署アンケート】 ○操作員が高齢化していることもあり、待機～解除までの時間が長い場合には負担が大きい。【関連部署アンケート】	○地元民間企業等への樋管操作管理の委託も含め、負担軽減策を検討する。【中長期】

(3) フェーズ3 (荒川水位レベル 1~2)

① 各種情報の収集、分析体制の強化

課題	対応方針案
○情報の収集、整理、分析がそれぞれ分業されておらず、電話が集中し対応に苦慮したため、本部詰の役割分担は明確化しておくべきである。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】	○災害対策本部設置運営マニュアルを作成し、本部内の役割分担を明確化(専門班の設置等)するとともに、負担の平滑化を図る。【中長期】 ○住民の電話対応を行う役割を設ける。【中長期】 ○電話からの情報は、記録班を設け、電子情報化することをルール化する。【短期】

② 避難所運営業務

課題	対応方針案
<p>○どのように避難所を開設すればよいか事前に把握できていなかったため、有事に的確に避難所を開設できるようになることが必要である。【関連部署アンケート】</p>	<p>○避難所開設の訓練を継続する。【短期】 ○避難所開設は避難所開設キットなどの段取りを支援するツールを作成し利用する。【短期】</p>
<p>○避難所運営は少人数でやるべきことが多く、マニュアルの徹底による効率化が必要である。【関連部署アンケート】 ○本部からの IP 無線で周辺の避難所に対し一斉に指示・確認を行う必要がある。【関連部署アンケート】</p>	<p>○実施すべき事項に優先順位を付けてマニュアル化する。【中長期】 ○IP 無線の利用訓練を行う。【短期】</p>
<p>○保健師・看護師がいないので、適切な対応が取れない場合がある。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】</p>	<p>○保健師・看護師等が避難所を巡回する仕組みの構築を検討する。【中長期】</p>
<p>○衛生管理・健康管理に関する専門知識が必要である。【関連部署アンケート】 ○集団生活する上での感染リスクを理解して対策を実行する必要がある。【関連部署アンケート】</p>	<p>○衛生管理・健康管理を含めた避難所運営に関する研修・訓練を行う。【短期】 ○避難所で共同生活をする上でのルール作りと、避難所利用者の意識の向上を図る（生活ルールは事前に決めておき、避難所の目立つ場所に複数枚貼り付ける等）。【短期】</p>
<p>○ペットの数や種類等も異なるため、いろんな場合を想定した避難スペースの確保が必要である。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】</p>	<p>○避難所ごとに、屋外・屋内等で飼育可能であるかを判断し、適切な飼育スペースを設定する。【中長期】</p>
<p>○地域的不均衡を解消するため、補助的な避難所として支所を 5 箇所、避難所として開設したが、指定避難所ではない施設である。【総合資料】</p>	<p>○新規に指定避難所を指定することも含めて、避難所の開設場所・運用について検討する。【短期】</p>

(4) フェーズ4 (荒川水位レベル 2~3)

① 要配慮者等の避難の有効性の確保

課題	対応方針案
<p>○要支援者名簿を使用した具体的な避難支援方法が確立されているべきである。<b>【関連部署アンケート】</b><b>【総合資料】</b></p>	<p>○要配慮者に対して、自主防災会や民生委員と連携して、避難の支援体制の充実を図る。<b>【中長期】</b></p> <p>○避難行動要支援者の抽出を行い、避難方法を構築する。<b>【中長期】</b></p> <p>○避難行動要支援者名簿を必要とする部署間で、災害時に名簿を共有する仕組みを作る。<b>【短期】</b></p>

(5) フェーズ5 (荒川水位レベル 1~2)

① 独立した災害対策本部事務室の確保

課題	対応方針案
<p>○災害対策本部として使用する通常の会議室には、通信設備や事務用品・端末の準備が必要となるし、停電時は活動不可となることが懸念される。<b>【関連部署アンケート】</b><b>【総合資料】</b></p>	<p>○本庁舎内に非常用電源が確保できて、必要な設備や事務用品等が整った部屋を確保する。<b>【中長期】</b></p>

(6) フェーズ6 (荒川水位レベル 4~台風上陸)

① 長期化を踏まえた職員動員体制の検討

課題	対応方針案
<p>○交代も見越した災害対策本部体制の構築が必要である。<b>【関連部署アンケート】</b><b>【災害直後アンケート】</b></p> <p>○参集する各部各課における食事・休息の徹底が必要である。<b>【関連部署アンケート】</b></p>	<p>○災害対策本部設置運営マニュアルを作成し、本部内の役割分担を明確化する。<b>【中長期】</b></p> <p>○令和3年度の地域防災計画の改定において、交代も見越した本部体制の構築を図る。<b>【中長期】</b></p>



② 避難所運営業務

課題	対応方針案
<p>○暴風雨の中、発電機および調理器を稼働できるスペースが必要である。【関連部署アンケート】</p> <p>○温かい食事の提供のためには、電気湯沸かしポットなどを用意するべきである。【関連部署アンケート】</p>	<p>○風水害の場合、必要な水と食料は自宅から持参を原則とし市民に周知を図る。【短期】</p> <p>○2日程度以内の短期の避難の場合、温かい食事の確保は不要とするとともに、調理不要の食糧の備蓄を図る。【短期】</p>
<p>○避難所スペースや備蓄品数が不足した場合、他の避難所との連携が必要である。【関連部署アンケート】</p>	<p>○どの避難所に何人避難しているか等、リアルタイムで災害対策本部が把握に努め、市民や職員に情報提供を行う。【中長期】</p>
<p>○マット等、床に敷くものの備蓄が必要である。【関連部署アンケート】</p>	<p>○段ボールベッドとエアーマットの備蓄を行う。【短期】</p>
<p>○避難所の駐車場不足が発生した避難所があった。【災害直後アンケート】</p>	<p>○駐車場が不足した避難所については、できるだけ車を使わない避難方法を呼びかける。【中長期】</p>

(7) フェーズ7 (台風上陸～上尾市内の浸水)

① 報道機関への対応ルールの明確化

課題	対応方針案
<p>○本部詰の明確な役割分担が必要である。【関連部署アンケート】</p>	<p>○災害対策本部設置運営マニュアルを作成し、本部内の役割分担（報道機関への対応は広報広聴グループとする等）を明確化する。【中長期】</p>

② 避難所運営体制の確立

課題	対応方針案
<p>○荒川の河川水位等の状況を踏まえると、避難所の閉鎖のタイミングは早かったと考えられる。【総合資料】</p>	<p>○避難所の閉鎖のタイミングについては、避難者が全員帰宅しても、状況によっては避難所に再び戻ってくる場合もあるので、気象状況や被害状況を見ながら適切に判断する基準を検討する。【短期】</p>

(8) フェーズ8 (荒川水位レベル下降)

① 長期化を踏まえた職員動員体制の検討

課題	対応方針案
○災害対策本部の解散のタイミングを見直す必要がある。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】	○被災者支援を見据えた災害対策本部のあり方を検討し、解散の基準を設定する。【中長期】

② 災害ボランティアセンターの開設・運営

課題	対応方針案
○既に災害対策本部は解散していたため、災害ボランティアセンターに関する窓口が不明確であった。【総合資料】【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】 ○社会福祉協議会災害対策本部の設置基準や役割等を明確にする必要がある。【関連部署アンケート】	○災害ボランティアセンター設置に関する協定を市と社会福祉協議会の間で締結する。【中長期】 ○社会福祉協議会と市の連携方法をマニュアル化する。【中長期】

③ 応急救助の実施に向けた準備

課題	対応方針案
○災害救助法の救助項目ごとの所管部署と対応フローを事前に決めておく必要がある。【総合資料】【関連部署アンケート】 ○災害対策本部で災害救助法の救助項目を含む被災者支援策全般の調整を行う必要がある。【関連部署アンケート】	○災害救助法の救助項目ごとに所管部署と対応フローを定め、地域防災計画や個別マニュアルに反映する。【中長期】

(9) フェーズ9 (被災者支援 (~1 週間))

① 受援体制の整備

課題	対応方針案
○受援体制の整備(体系化)が必要である。【関連部署アンケート】 ○災害対策本部内において、受援体制を検討する担当者を割り当てるなど、明確な役割分担が必要である。【関連部署アンケート】	○他自治体からの応援人員の受け入れ、業務の割り振り、人員配置等を迅速に行うため、本市の状況を踏まえた受援計画を策定し、体制を整備する。【中長期】 ○災害対策本部設置運営マニュアルを作成し、本部内の役割分担を明確化する。【中長期】

② 災害ボランティアセンターの開設・運営

課題	対応方針案
<p>○災害ボランティア募集方法について検討が必要である。【関連部署アンケート】</p> <p>○災害ボランティアセンターの運営方法の検討が必要である。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】</p> <p>○運営スタッフの確保が必要である。【関連部署アンケート】</p> <p>○水害に必要な支援や資材の知識が必要である。【関連部署アンケート】</p> <p>○災害ボランティアセンターの設置場所、資材調達先などの事前取り決めが必要である。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】</p>	<p>○災害ボランティアセンターの運営方法の見直しを行う。【中長期】</p> <p>○災害ボランティアセンター設置場所の候補地を事前に選定する。【中長期】</p> <p>○資材調達先を事前に確保する。【中長期】</p> <p>○自主防災会との連携のため、地区本部に対して、現場やボランティアの状況について、随時、情報提供を行う。【短期】</p>

③ 被災者台帳の作成

課題	対応方針案
<p>○法定事項を網羅した被災者台帳作成が可能な「被災者支援システム」を導入しているが、災害規模に応じた対応ができなかった。【関連部署アンケート】</p>	<p>○罹災証明書の発行や被災者台帳の作成を速やかに行うことに資する「被災者支援システム」を、全庁で有効活用する方法を検討し実施する。【中長期】</p>
<p>○罹災時の調査について、住民への事前周知が不十分であった。【関連部署アンケート】</p>	<p>○罹災証明書作成のための被害認定調査について市民への事前周知を徹底する。【中長期】</p>

④ 被災者台帳の利用

課題	対応方針案
<p>○被災者支援策によっては、二者択一のものや密接に連携が必要なものもあるため、支援の進捗については全庁共有の被災者台帳に記録させる必要がある。【関連部署アンケート】</p>	<p>○支援の進捗を共有の被災者台帳に記録させることをルール化する。【短期】</p> <p>○被災者支援に関する庁内関連部署間の連携体制を強化する。【短期】</p>

⑤ 住家被害認定調査の実施

課題	対応方針案
<p>○住家被害認定調査の調査員の経験を向上させる必要がある。【関連部署アンケート】</p>	<p>○住家被害認定調査に関する研修を実施する。【短期】</p> <p>○調査が実施可能な人員を育成する【短期】</p>

⑥ 必要書類の準備（災害救助法の適用）

課題	対応方針案
<p>○災害救助法の適用に向けて、避難者名簿の作成を徹底する必要がある。【関連部署アンケート】【災害直後アンケート】</p> <p>○毛布等、使用した物資の数量の把握を徹底する必要がある。【関連部署アンケート】</p>	<p>○避難所開設の手順書を具体化し、各避難所の活動に漏れが無いようにする（避難所開設キットの導入等）。【短期】</p> <p>○災害救助法の活用を熟知した職員を被災地ヒアリングや研修などで育成しておく。【中長期】</p>

⑦ 仮置場の確保（災害廃棄物）

課題	対応方針案
<p>○被災翌日には仮置場を確保したが、仮置場の運営方法（災害廃棄物の処理方法）全般について検討が必要である。【関連部署アンケート】</p>	<p>○廃棄物処理業者との災害協定や職員の応援体制を構築する。【中長期】</p> <p>○膨大な災害廃棄物进行处理するため、事前に地区ごとに仮置場の選定や搬出入ルートについて検討しておく。【中長期】</p>

⑧ 災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理及び再生利用

課題	対応方針案
<p>○環境センターでは処理不能な廃棄物の取扱い、保管先の確保に苦慮した。【関連部署アンケート】</p> <p>○仮置場の設置は計画通りであったが、被災家屋への直接支援は長期（2カ月）に及んだ。【関連部署アンケート】</p>	<p>○災害廃棄物処理支援ネットワークを活用するなどして、国（自衛隊、環境省）、県建設協会、県産業廃棄物協会等と連携し、災害廃棄物の円滑・迅速な処理及び再生利用を実施する方法を検討する。【中長期】</p> <p>○被災家屋への直接支援のための人材、資機材の確保を図る。【中長期】</p>

⑨ 災害廃棄物処理支援ネットワークの活用

課題	対応方針案
<p>○処理経験のない廃棄物（通常産廃）の対応に苦慮した。【関連部署アンケート】</p> <p>○被災家屋への直接支援のための人材、資機材の確保に苦慮した。【関連部署アンケート】</p>	<p>○災害廃棄物処理支援ネットワークの活用について西貝塚環境センター内で周知を図る。【中長期】</p>

(10) フェーズ10(被災者支援)(1週間~1か月)

① 災害ボランティアセンターの開設・運営

課題	対応方針案
<p>○ボランティアの参加人数は時間経過とともに徐々に減少するので、継続的な呼びかけが必要である。【総合資料】</p> <p>○ニーズ減少に伴い、1か月でセンターは閉鎖となったが、長期に渡る支援が必要な方もいたので、ボランティア参集の情報発信が必要である。【関連部署アンケート】</p>	<p>○災害ボランティアセンターに参加者を募るための、継続的で効果的な情報発信を行う仕組みを構築する。【中長期】</p>

② 罹災証明書の交付

課題	対応方針案
<p>○交付された罹災証明書に不服がある市民に対して、本市はもれなく第2次調査や再調査を実施可能であることが、市民に周知されていないかった。【総合資料】</p>	<p>○交付された罹災証明書に不服がある市民に対して、本市はもれなく第2次調査や再調査を実施可能であることを説明する。【中長期】</p>

③ 被災者生活再建支援金支給申請書の受理

課題	対応方針案
<p>○被災者生活再建支援金は支給までに時間がかかるので、罹災証明書等の必要書類の速やかな発行が必要である。【総合資料】</p>	<p>○被害認定調査や罹災証明書作成等を速やかに実施できる人員の育成、体制作りを行う。【中長期】</p>

④ その他被災者支援策の実施

課題	対応方針案
<p>○復旧・復興時に拠り所となる、本市の復旧・復興のためのガイドラインが必要である。【災害直後アンケート】</p>	<p>○東日本台風クラスの風水害に関して、復旧・復興のための被災者支援の計画書を作成する。【中長期】</p>
<p>○被災者は、被災者支援を受けるために市に問い合わせをする必要がある。【災害直後アンケート】</p>	<p>○被災者からの問い合わせに答えるワンストップ窓口の設置を検討する。【中長期】</p>

(11) フェーズ11(被災者支援)(1か月~3か月)

① その他被災者支援策の実施

課題	対応方針案
○義援金募集と配分に関して、遅滞なく実施するための体制の構築が必要である。【関連部署アンケート】	○義援金募集と配分に関して、遅滞なく実施するための体制構築を検討する。【中長期】
○被災者支援全般の進捗管理を行う担当を決めておくべきである。【災害直後アンケート】	○被災者支援全般の進捗管理を行う担当を決め、地域防災計画や個別マニュアルに反映する。【中長期】
○災害救助法適用後の本市の災害対応業務は、事務分掌に沿って各課が適切に実施していくことが必要である。【災害直後アンケート】	○地域防災計画の災害救助法の適用に関する事務分掌について、関連部署に対して周知徹底を図る。【短期】

### 5-3. 有識者からの提言

これまでの検討を踏まえ、災害対応検証に関する有識者からの提言を以下に示す。

#### (1) 東日本台風の災害対応検証に関する提言

##### ① 情報伝達

課題	災害時は情報が極めて重要であり、情報機器は迅速な共有と記録のしやすさが重視されなければならない。
----	--

提言	<p>既に上尾市で導入済のあげお防災ホットラインや、埼玉県災害オペレーション支援システムを介した緊急速報エリアメール等を有効活用していく。</p> <p>一方で、電話とFAXは輻輳しやすい上に記録が残りやすく、データ化に時間がかかることから、むしろ補助的な手段と位置付け、新技術を取り入れ、情報伝達手段を多重化することが望ましい。</p> <p>住民の電話対応により災害対策本部詰職員が十分に活動できなくなることを避けるために住民対応の専用電話を設置する。</p>
----	--

##### ② 市民への情報発信方法(広報活動)

課題	災害時は市民が自ら正しい情報にアクセスし、自ら安全な行動をとれるようにすることが重要である。
----	--

提言	<p>特に災害が発生する直前、あるいは発生直後に正しい情報及びとるべき行動が市民に見える状態になっていなければならない。</p> <p>そこでHPの活用である。HPにリアルタイムで情報が上がれば、市民の災害対応の正しい行動に役立ち、メディアからの問い合わせ対応も軽減できる。</p> <p>HPは災害時にアクセスが集中してダウンしやすい。そこで、HPはダウンしにくい災害時モードに切り替えて、テキストデータで重要情報を表示する。</p> <p>また、市民に迅速に情報提供したり、市長メッセージを伝えるために、事前に想定文を作成しておくことが有効である。災害時には、想定文の数字など一部を修正するだけで迅速に作成できる。なお、その際に修正漏れが発生しやすいので、ダブルチェックする仕組みを作り、訓練をする必要がある。</p>
----	---

### ③ 避難所の閉鎖

課題	避難者が全員帰宅したことを見届けて避難所を閉鎖したものの、閉鎖後に戻ってきたり、新たに避難してきた避難者がいたため、閉鎖のタイミングが早かった可能性がある。
----	--

提言	<p>避難所の閉鎖は、一度帰宅した避難者が自宅の状況によりまた戻ってくることも想定し、帰宅する避難者とよくコミュニケーションをとり連絡先を確認するなどして、慎重に閉鎖のタイミングを判断する必要がある。</p> <p>なお、避難者が自宅の被災で戻れない場合は、当然、避難所を継続するが、避難者がごく少人数で避難所を集約したい場合は、避難者に移動を依頼する。</p>
----	---

### ④ 避難所の備蓄

課題	避難所では備蓄が不足する場合がある。
----	--------------------

提言	<p>備蓄のポイントは、真に困ることがらを解決することである。食料は暖かいものは確かに望ましいが、それよりもすべての食糧備蓄をアレルギーフリーにすることであり、上尾市は既に対応済みである。</p> <p>ベッドも重要である。段ボールベッドは短期間ではよいが、弱いので、長期になる場合はレンタルが効率的であり、上尾市は既に段ボールベッド製造業者と災害時応援協定を結んでいる。</p> <p>また、都市部ではプライバシー確保、及び感染予防のためにパーティションが必要であるが、上尾市は既に各指定避難所に10基ずつ備蓄してある。高齢者等で見守りが必要な場合は、逆に低いパーティションでさりげない見守りができるようにする。</p> <p>避難所にマスク、アルコール等の感染症防止物資を備えておくことも重要であるが、上尾市では既にそれらが備蓄されている。</p> <p>備蓄は、可能な限り市内に幅広く分散備蓄をしておく。被害がないところから被害のあるところに移動して集中運用する。</p> <p>上尾市は近隣をはじめ多数の市区町村と防災協定を既に締結しており、災害時は国等からも多数の物資の提供があるので、これら各種応援を受け入れる体制が必要であることから、受援体制を整えておくことが重要である。</p>
----	---



⑤ 要配慮者の避難支援

課題	要配慮者の逃げ遅れがあったり、避難生活での体調悪化・要介護度の高まりが生じたりする場合(最悪の場合は関連死)がある。
----	--



提言	<p>取り急ぎ、必ず屋外退避を求められる避難行動要支援者の個別避難計画に着手する。</p> <p>最初に役所内の関係部局の連携体制を整える。次に、水害に会う可能性の高い地域に住む避難行動要支援者を抽出する。また、その中でも本人の状態、支援者の状況を踏まえて優先的に支援が必要な者を特定する。その者に対する避難場所、避難支援者、避難方法について、日常の支援者であるケアマネージャーや相談支援専門員等と検討し、避難先とも調整も図りながら個別避難計画作成を進める。</p>
----	---

⑥ 災害廃棄物処理

課題	災害廃棄物の仮置場、処理場の早期設定が必要である。
----	---------------------------




提言	<p>災害廃棄物処理は時間が勝負であり、遅くなると廃棄物が分別されずに道路脇に積み上がる。可能ならば日常から、遅くとも台風接近前の段階で仮置場を決定し、用地確保に動くことが重要である。今回の被害から想定して、被害が拡大した場合の仮置場の用地確保を進められたい。</p>
----	--

⑦ ボランティア活動

課題	ボランティアセンターの早期開設と必要な期間の運営継続が重要である。
----	-----------------------------------




提言	<p>災害ボランティアセンターの立ち上げは、上尾市と社会福祉協議会が協議の上、決定することとなるが、令和 3 年 8 月から設置経費等が災害救助法の対象となったこともあり、上尾市の災害対策本部は状況を把握することが重要である。</p> <p>水害では、早めの泥出し、廃棄物処理が重要で高齢者では手が回らず、また業者も多忙であるためにボランティアの重要性が高く、ボランティアセンターの早期設置と HP 及び SNS 等で開設状況、ボランティア募集をアピールする必要がある。被災していない市民の関心が高く、メディアの問い合わせも多い事項である。</p> <p>防災 NPO、全国社会福祉協議会などに依頼して、ボランティアセンター開設運営訓練を重ねるとともに、被災地に上尾市及び社会福祉協議会職員が応援に行くことで経験値を高めることが重要である。</p> <p>参考資料： 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 HP:</p> 
----	--

⑧ 復旧・復興計画

課題	復旧・復興時に拠り所となる、本市の復旧・復興のためのガイドラインが必要である。
----	---



提言	<p>内閣府の復旧・復興ハンドブック（令和 3 年 3 月）を活用して復旧復興の計画を事前に検討することが重要である。</p> <p>また、国土交通省が復興まちづくりのための事前準備ガイドラインについて（平成 30 年 7 月 24 日）を作成しているので、復興に資するソフト的対策を事前に準備することが望まれる。</p> <p>参考資料： 内閣府 HP:</p> 
----	--

⑨ 被災者支援策

課題	被災者は、被災者支援を受けるために市に問い合わせをする必要がある。
----	-----------------------------------



提言	上尾市は、住民説明会や被災者支援策一覧の作成等の各種被災者支援策を講じてきたが、これらの活動の市民への周知が不十分であった。 そこで、上尾市は被災者支援策をとりまとめるとともに、市民へのアナウンスを行った周知を図り、市民の復旧・復興に寄与することを目指す。
----	---

## (2) その他の災害対応検証に関する提言

### ① 避難所の運営方法

課題	避難所を開設した初期段階では、多くの職員が避難所運営に従事し、夜間も含めて勤務する場合がある。
----	---

提言	<p>東日本台風では避難所の開設は長期化しなかったが、今後発生する災害の長期化に備えた避難所の運営方法を考えておくべきである。</p> <p>避難所開設当初は職員が運営するのはやむを得ないが、長期化が見込まれる場合、自主運営ができるように訓練する。避難所長は町内会長・自治会長等が望ましい。役員は、男性に偏らないようにし、役割もできるだけ男女固定しないようにする。</p> <p>職員が人手不足になりがちなので、応援職員の要請などで負担を軽減する。</p> <p>避難所運営については、他自治体の事例について、実際に訪問しヒアリングするなどして情報収集を図り、避難所運営マニュアルの改善を図る。</p> <p>物資の配布は、女性用品については女性が配布するなど、気配りが必要である。</p>
----	---

### ② 避難所の感染症対策

課題	避難所の収容スペースは、感染症対策を適切に実施するだけの余裕がなく、場合によっては三密※のおそれがある。
----	--

提言	<p>感染症を防ぐために、避難所として学校体育館に加え、教室、ホテル・旅館、国や県の施設、車中泊など少人数・分散避難を進める。</p> <p>想定収容人数を超える避難者が集まる可能性のある避難所においては、あらかじめ他の避難所への誘導、車中泊施設の確保などを計画化する。</p>
----	---

※三密とは、1.密閉空間(換気の悪い密閉された空間)、2.密集場所(多くの人が密集している場所)、3.密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面)という3つの条件が同時に重なる場で、感染を拡大させるリスクが高いと考えられている。

### ③ 避難所のトイレ整備

課題	トイレは汚い、暗い、きつい(和式で)、怖い(特に女性)ものになりやすい。トイレに行くことを我慢すると体調悪化につながる。
----	--



提言	<p>トイレ対策は避難所における最重点事項である。課題は多岐にわたるため、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを参考に検討が求められる。</p> <p>参考資料： 内閣府 HP:</p> 
----	---

### ④ 福祉避難所

課題	要支援者名簿を使用した具体的な避難支援方法が確立されているべきである。
----	-------------------------------------



提言	令和3年度から避難行動要支援者と福祉避難所で事前にマッチングを進め、積極的に福祉避難所への直接避難を受入れるよう内閣府のガイドラインが改正されるので、福祉避難所の指定の増加、マニュアル作成、研修、訓練等により避難行動要支援者の安全な避難、避難生活を検討する。
----	---

### ⑤ 在宅の要配慮者支援

課題	発災後には、在宅の要配慮者の見守り体制が不十分になる場合がある。
----	----------------------------------



提言	<p>災害関連死は、避難所よりも在宅での症状悪化が多い。早期に高齢者等の要配慮者の見守り体制を築き、関連死を防止することが重要である。</p> <p>そこで、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会等と連携して「地域支え合いセンター」を設置し、在宅の見守り体制の充実を図る。社会福祉協議会にはボランティアセンター設置の業務もあるため、事前に調整して両立できるよう準備する。</p>
----	--

## ⑥ 受援計画

### 課題

災害時には、上尾市の災害対応業務が膨大になるうえ、通常業務も積み上げられるため、業務遂行能力は低下する。

### 提言

令和2年4月に示された「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」は、なるべく負担を少なく受援計画を策定できるようなものになっている。

手引きでは、受援担当は「災害対応には防災部局に様々な業務が集中し負担が大きくなるため、防災部局以外から選定することが望ましい。」と明確に書かれている。

また、庁内全体の受援担当者だけでは、1～2週間で交代する応援職員の管理で手一杯になり、多様な受援対象業務の進行管理が難しい。そこで、手引きでは「受援対象業務ごとに各業務の受援担当者を選定しておく。」となっている。

受援で特に重要なのは、避難所以外では物資調達、遺体対応、被害家屋認定調査、罹災証明書の発行である。

応援職員のための執務環境の整備については、庁内全体の受援担当者の業務として次のように挙げられている。

- ・災害マネジメントを行う職員等の「執務スペース」
- ・文具、電話、インターネットの整備など
- ・宿泊場所のリスト

災害時はスペースが極めて重要になる。それは、平時には行わない業務（住民相談窓口、物資支援等）や、各種調整等の会議、それに応援受入れなどがあるからである。災害時にスペースをどう確保するかは、事前に庁内全体で調整することが重要である。

参考資料：  
内閣府 HP：



⑦ ボランティア活動における感染症対策

課題	新型コロナウイルス等の感染症のために、外部からのボランティア受け入れが困難な状況である。
----	--

提言	<p>ボランティアを受け入れないことにより不利益を被るのは被災者なので、基本的な対策（マスク着用、三密回避、手洗い・アルコール消毒）を徹底して、ボランティアと住民との対話は最小限度にとどめるように指示する。</p> <p>被害が大きくないならば、市内ボランティア、ある程度大きくなると県内ボランティアと段階的に受け入れる。そのため、事前に市内、県内の信頼できるボランティア関係者をリストアップしておく。</p> <p>今後は、ワクチンの普及、PCR検査法の改良などが見込まれる。PCR検査での陰性証明やワクチン接種済などの要件を課して、県外ボランティアを受け入れることも検討しておく。</p>
----	--

⑧ 防災基本条例

課題	地域防災の推進が市役所等の行政主体となっており、市民等の参画が求められる。
----	---------------------------------------

提言	災害対策全般を見直し、市民、関係団体、企業等の協力を得て効果的に実施するためには、市民参加で防災基本条例制定に取り組むことを提言する。大きなエネルギーが必要だが、その価値は十分にあると考える。
----	--

⑨ 全庁の災害対応力の強化

課題	災害対応は職員への日常の計画、教育、訓練の延長で決まる。全庁的に災害対応のレベルアップを図る仕組みが必要である。
----	--

提言	<p>全庁の各部課において、災害時の対応を強化するために、教育、訓練に関する計画を作成し、進行管理することが望まれる。</p> <p>そこで、例えば危機管理本部（平常時の危機管理・災害対応の進捗状況を管理する組織。災害時は、災害対策本部に移行する）をつくり、危機管理防災課は事務局、全部長は本部員、筆頭課の課長は連絡員、筆頭課の係長は作業班員と、庶務規定に位置づける。業務として位置づけることで、全庁の危機管理体制が強化される。</p> <p>内容としては、危機管理本部から関係各課の危機管理強化を図るために教育、訓練に関する計画を作成し、4半期ごとに市長に進捗状況を報告して進行管理を行う。この際、危機管理防災課職員が担当部をもって、知識だけでなく信頼関係を築くことが重要である。</p>
----	---

### (3) おわりに

危機管理防災課を含めて、多忙な職員が効果的な訓練をするには、重要な部分を重点化して取り組むことが重要である。最初に、危機管理本部体制を整えて全庁を挙げて計画的に実施されたい。

行政の仕事はいわば送りバントであり、計画作成、マニュアルで深化、訓練で見直し点検、被災地支援で学びマニュアルへの反映を継続する必要がある。そのために、特に被災経験が鮮明な当初は年に複数回の見直しの機会をもち、実効性あるマニュアル作成、人材育成に注力すべき時期となる。

なお、首都直下地震等においては、上尾市周辺が震源となる場合を除いて、むしろ首都圏の支援者としての活動が期待される。自らの対策を一定程度固めた後には、支援者としての応援計画を検討いただきたい。

今回の真摯な検証を機に、上尾市が真に災害に強い自治体となることに心から期待する。